

# 伝統的「直系（家族）スペイン」

——歴史的多様性と通底する形成要因——

芝 紘 子

キーワード：直系スペイン イベリア半島北部

不分割・優遇相続 歴史エコ類型 領主制

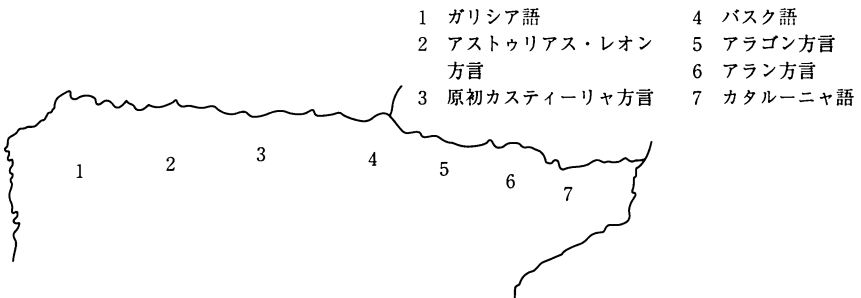
## 1 はじめに

伝統スペインにおける家族形態の大きな特徴は、フランス南北の成文法地域と慣習法地域の相違同様、かなり明瞭な地理的分布が認められることにある。国土の大半を占める中部・南部の「核（家族）スペイン」と大西洋から地中海まで延びる最北端带状地域の「直系（家族）スペイン」である。このイベリア半島北部地域はポルトガル北部とともに南フランスに連なって、西欧における直系家族4ブロックのひとつを成す（Douglass, 1988 a: 3-4; トッド, 1992: 49）。西欧の家族システムは核家族がその基底にあるとされ、直系家族はそこでの一定の社会経済的状況下で生みだされてきたという。その形成にかんしては、さまざまな見解がある。市場と結びついた社会のなかでの後進的ポケット地域（ヴァードン）、牧畜経済と散住が支配的な環境（ビュルギェール）、共同体による一定世帯数の維持（コマス＝ダルジュミール）、強力な領主支配権や農場経営の家族集団への長期委託（バークナー、メンデル）、土地不足（ヴォルフ、ゴールドシュミットほか）、三圃制地域（ホーマンズ、グディ）、老後保障（グディ）などである。半島北部域については、ローマ化されなかつたゲルマン人居住地の非平等主義（トッド）、<sup>(1)</sup>地勢と気候に規定された小土地保有の家族経営を基盤とする混合農業での農地細分化抑制策（ダグラス）などである。

直系世帯形成の動因を特定事象にもとめるこれらの見解にたいし、スペイ

ン人研究者たちはむしろ文化的要因を重視する。社会人類学の第一人者リソン＝トロサーナは半世紀におよぶ人類学研究にもとづき、北部地域は大きな地域差を超越して地理上・環境上の特質、家についての概念、信仰、言語上の生産的エネルギーなどを共有する、ひとつのまとまりある地域と捉える(1991b:13)。家族史研究第二世代のミケラレーナ＝ペニャは、地理的分布の深い原因はきわめて複雑であり、一定のハビタットや一定の経済への順応ではないとして、次のようにいう。スペインにおける相続システムと家族システムは、いわば社会のシンタクスに根ざす長期継続要素である。ローマ以前の古い基層のうえに、イスラームに占領されなかったが多様な経験を中世期に積んだ地域と複合家族の地域が一致することは、なにかしら関連があるのかもしれない。長期間安定性を示すスペインの相続システムと家族の地理的分布の原因を説明する際には、民族文化的背景を考慮することがもっとも正しいことであると思われる、と(1992:35-40)。

つまり、北部「直系スペイン」の謎は(2)はまだ解かれていないのである。スペインのまさに原初地域にほかならないこの北部地域について、このように一貫した取り組みを困難にしてきた最大の原因は、この地域が多様な歴史的存在で構成されていることに尽きよう。中世以来、異なる王国・自治特権領域として各地域が独自の法や議会を堅持してきたうえ、旧カスティーリャ王国域を中心とする近世スペイン王国レベルのセンサスの対象から外されてきた地域・時代が多いことが、統一の把握を困難にしている。その歴史的存在の多様性の一端は、いかにも狭いこの地域に7言語が中世期に存在し(地図



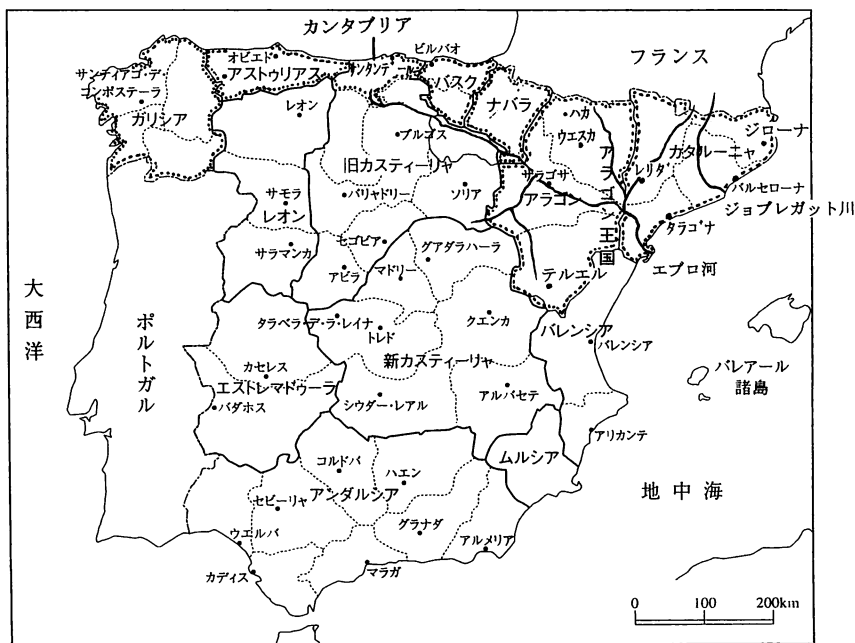
地図1 半島最北部における言語の多様性

出典：C. Lisón Tolosana, "Antropología de los pueblos del Norte de España: Galicia", C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, p. 16.

(3)

1)、現在もガリシア語、バスク語、カタルーニャ語が地域の公用語として独自性を堅持していることにも表れている。また、法的にも遺言人の大幅な自由裁量権を認めるローマ法が浸透したカタルーニャやナバラ、優遇を許容しつつ均分を相続原則とする西ゴート法を継承するカスティーリャ法適用地域、さらに諸地域法地域が並存し、文化的にもケルト系のガリシア、ラテン文化のカタルーニャ、コーカサスとの相関が指摘されているバスク文化が並存するなど、幾重にも多様性が入り組む。西欧において、さして広くもない地域がこれほどまでの著しい多様性を内包している例は他に類をみない(Douglass, 1988 a: 3)。

こうした重層的な多様性は当然、家族のあり方に複雑に影響しているはずである。家族はそれ自体の生物学的・人口学的要因のみならず、社会構造・政治・経済・文化・自然などから複合的影響を受けて形成される以上、地域の歴史的動向とも密接にかかわる。「直系スペイン」全体を総括する研究がない現状にあって、さまざまな要因の絡みをまず地域ごとに解いていくこと



地図2 中・近世スペイン

が、影響・要因についての漠然とした議論から抜け出る唯一の道であろう。家族形成の要因が問題となっているのであればなおのこと、現象の背景を透視する歴史的視点が必須となる。それにより「核スペイン」に対置する「直系スペイン」の本質が多少見えてこよう。本稿ではまず、各地方・地域について、困難ながらも入手できた主な研究成果に依拠して、近年次第に鮮明になりつつある家族の特性や地域内部の様相を捉えたい。相対的に研究が進んでいるカタルーニャ、バスク、ガリシアを主対象とし、アラゴン、カンタブリア、アストゥリアスについては研究自体の乏しさと紙幅との兼ね合いで概要にとどめる（地図2）。そののち、「直系スペイン」の論拠について考察する。今後の研究の進展によっては将来修正の可能性もあるが、現時点におけるわたくしの理解を上梓しておきたい。

## 2 「直系スペイン」各地の様相

### （1）カタルーニャ

ピレネー山脈の南麓・東麓に位置するカタルーニャ地方、ことにジョブレガット川以北の「旧カタルーニャ」は半島の大方とは異なる歴史を辿った。イスラーム侵攻後60年間はその支配下にあったが、シャルルマーニュの遠征（778年）以降<sup>マルカ・イスパニカ</sup>イスパニア辺境領としてフランク王国に編入され、当初14伯爵によって分割統治された。しかし10世紀末コルドバ軍に略奪されたバルセローナの救援要請にも答えない宗主国をまえに、辺境領域内に連帯感が醸成されていき、バルセローナを核に政治的統合への道を歩む。

中世前期・盛期のこうした政治的変遷下、どのような家族形成がなされたのだろうか。イスラーム侵入直後、多くの人びとはピレネー山脈沿いの山地に避難した。しかし次第に人口圧力が高まり、9世紀にはエプロ河左岸に広がる無住国境地帯に自発的に入植して完全所有権で土地を取得する者たちが現れ、つづいて権力者も植民に乗り出した。この時期、幾千もの独立農民家族が山地を下り、バジェス平野とピック平野に入植したという（ジンマーマン、2006：23）。ことに10世紀後半以降、前世紀末から世襲化していた伯権力や修道院による広大な土地の私有化が進んだ。12世紀中葉、アンダルスが再度徒党小王国に分裂した機に乗じ、カタルーニャのレコンキスタがはじ

めて大きく前進する。一挙にエプロ河に到達し、1153年には最終的な境界が画定し、ここに「新カタルーニャ」が姿を現す。エプロ河畔にはそれ以前の地と違い、相当数のムスリムが残留していた。

平野への入植は、山地にあって親族集団に埋没していた夫婦家族を解放し、新処居住にもとづく核家族を生みだした。聖俗権力者にとって、直近の政治的結びつきを持たないこれらの入植者を自身の政治的・経済的利益に見合うように自己の勢力下にかくに編入するかが問題となった。一説によれば、その唯一の解決策が不分割男相続人制であったという。この制度による家族は男優位・父親中心・長子相続・父方居住を特徴とするが、リネージは形成せず、領主権を脅かす可能性はない。公権力が細分化された状況下、父親に権威を付与して政治的役割を担わせ、家族内での社会的差異化・不平等から生じかねない係争を抑制させるとともに、個人化した財産の所有・保有権の維持を可能にさせる。家族の対外的役割として、永代借地契約によって地代と引き換えに農地の長期保有を許し、領主との安定的関係に寄与させる。さらに世帯からの余剰者を別の土地に据えて、領主権下にあらたに編入していく (Terradas, 1984: 31-38)。こうして一子相続を介して一家族にひとつの農場という体制が確立されたのである (Barrera, 1990: 28)。

領民にたいする領主権は1200年ころから強化され、13世紀には弱い王権を尻目に身分制議會で制定された「悪待遇法」<sup>ジュス・マルトラクタンディ</sup>によって法的後ろ盾を得る。農民の土地への緊縛はおもに旧カタルーニャにおいてであったが、新カタルーニャの一部でも移動の身請け金などの封建領主税が課され、「レメンサ農民」と呼ばれるようになる。ただし14世紀半ばの黒死病を生き残った者たちは経済的にはエレウ制によって中流を形成し、なかには富農になる者すらいた (Alvarez, 2003: 37)。収益を激減させた領主層は巻き返しを図り農民に過酷な条件を課してきたため、15世紀には2万世帯、人口にしてカタルーニャ全体の4分の1に達したレメンサ農民は反領主闘争を繰り広げた。同世紀後半には都市における騒擾とともに社会全体が不穏な空気に被われたため、時の国王フェルナンド2世は1486年に「グアダルーベ裁定」を宣して、封建領主のいわゆる「六悪慣習」<sup>(6)</sup>を排し、レメンサ農民を領主のくびきから解放する。農民たちは農場あたり60スエルドで領主から「自由」を買い取り (分割払いも可)、地代のみを負う自由借地農となった。

他方、早期に個別入植した農民はその完全所有地を分割相続したため、農

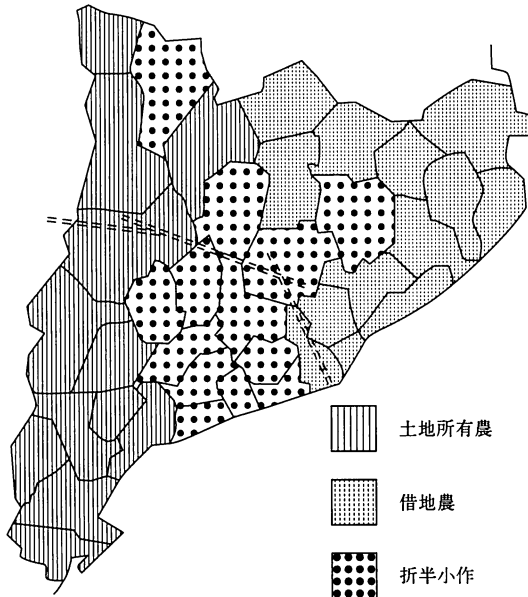
地は細分化し、大部分はより大きな地主に吸収されていった。しかし、農民の細分化への募る危惧や共有地用益世帯数の増加への共同体の反対もあって、中世後期、おそくとも 15 世紀には自由農民間でもエレウ制が採用され、農地の細分化は抑制された (Terradas, 1984: 22-37)。たとえば、マレスメ (バルセローナ北) では 12 世紀の農場は 3~12 ヘクタールだったが、13 世紀には 25 ヘクタールもの農場が現れた (Alvarez, 2003: 25)。かくして、9、10 世紀にはじまったエレウ制は次第に広がりはじめ、13、14 世紀には領主所領においても自由農民間においても明瞭に姿を現していく。旧カタルーニャでは、家と土地の結びつきにより、個人は屋号と世帯内に占める位置によって同定されるようになる<sup>(7)</sup>。

近世以降、エレウ制はさらに社会に広まる。16 世紀末時点での人口密度はいまだ 10~15 人であり<sup>(8)</sup>、16、17 世紀に農民たちは空いた隣接地を吸収して農地を拡大し、フランスから大量の若者を受け入れて、カタルーニャ特有の多品種の混合農業を営んだ。中規模・大規模に成長した農民は農場の保全・拡大意欲をさらに強め、エレウ制による不分割相続がいつそう広まった。それは、小農より富農・中規模農民の方が世帯の複合性が高い (Comas, 1988: 141) ことに現われている。さらなる農地拡大により日雇い・奉公人雇用の経営方式では対応しきれなくなったため、土地の所有・保有者である本家家族は、地代と一定の労働力提供 (農繁期や大きな物の運搬時) と引き換えに、農地の一部を親族/非親族の若い家族世帯に委託するようになった。この過程でフランス人出稼ぎは結婚し、定住していった<sup>(9)</sup>。ただし小家族が生活するだけの農地のため、そこでは核家族が形成された。この二次保有農に一定条件下で契約の破棄と移動の権利が保障されたことは、農業経営の安定化に寄与することになった (Vázquez, 1978: 380-381)。近世・近代のカタルーニャは、18 世紀には他方でミニフンディオ化の進行を見る (García Cárcel, 1985: 245) とはいえ、エレウ制による農地の保全と安定的農業契約によって農業を確実に発展させ、商工業の発展の土台を築いていった。一般論として、不分割相続慣行は大地主や貴族による土地集積を妨げ、より安定した中流農民層で構成される社会を出現させるといわれる (トッド、1999: 194) が、それは大筋で当地方に該当しよう。

とりわけ旧カタルーニャの北東三角地帯や内陸中央平野の農民間に広く醸成されたこの家産保全意識はさらに非農業従事者 (職人や小工業者など) に

まで波及していき、16、17世紀に複合世帯は社会全体に定着する。同時に、家産の保全・連続性を希求する家の精神も醸成され、18、19世紀には後述の一部をのぞき、不分割相続は社会に広く採用されるにいたる (Barrera, 1990: 85; Ferrer, 1992: 14)。

一子相続制のもと、相続人が結婚して父方居住することにより直系家族世帯が形成される。男子がいなければあいは娘を家産相続人 (女相続人) とし、婿に他家の次三男を迎え入れる。ただし子どもは父親 (婿) の姓を継ぐので家のアイデンティティーが失われるのではないかと心配し、その世代を「本筋外れ」とみる。これは、女は家の利益をうまく追求できないという女性観にもとづく、封建的秩序下で醸成された男優位主義の直接的影響であろう。なるほど、厳格な長男相続はわずかに旧辺境領の北東三角地帯に限られた。無子夫婦のばあい、結婚契約にその旨の禁止条項がなければ、カタルーニャ農民文化に深く根ざした正統主義・血縁主義に則って、夫婦どちらかの甥 (姪) を養子縁組し、成人後跡継ぎとする。



地図3 カタルーニャ地方の土地所有形態 (1972年)

出典：A. Barrera González, *Casa, herencia y familia en la Cataluña rural (Lógica de la razón doméstica)*, Madrid, 1990, p. 77.

\* 新旧カタルーニャ地方のおおよその境を示す二重線 (上掲書、p. 4) を追加。

折半小作と土地所有農からなる新カタルーニャ（地図3）でも直系家族はかなりの割合で形成された。たとえばタラゴナ北部のピラロドナでは富農・地主層（30～100ヘクタール）と平均的所有農（6～30ヘクタール）間で直系世帯がもっとも多く形成され、1889年の数値ではおのおの40.0%、37.4%に達し（Comas, 1988: 151）、中北部のグラタジョブスとトロハでの複合世帯は1867～1920年間に平均53.2%、富農間では75%に達した。後者2村ではほとんどが夫方居住であった（Roigé, 1997: 457）。しかし、新カタルーニャの相続人選択はより自由である。西部のレリダ地域では男女を問わない初生子相続、タラゴナ南西地域では娘相続、同南部のトルトサ地域では末子相続がそれぞれ優勢である（Barrera, 1991: 183）。エレウ制の広まった時期がおもに中世後期以降であったため、封建的観念には直接影響されず、経済・社会状況に応じて柔軟な一子相続慣習が形成されたのであろう。たとえば新カタルーニャでのブドウ栽培は脆弱なため、ことに小農の息子は移出し、娘がひとり残って両親とブドウ畑の世話をした。とくに1878年以降のブドウネアブラムシによる壊滅的打撃以降、この傾向がさらに強まった（Barrera, 1991: 184）。

いずれの形態にせよ、不分割相続はカタルーニャ地方の法制に呼応するものであった。12世紀末に他の半島地域にさきがけて伝えられたローマ法を採用した（スタイン、2003: 73; Poska, 2005: 237）ため、遺言人の権限は半島のどの地方よりもはるかに強くなった。法定遺留分は1343年に、それまでの西ゴート法にかわって、ユスティニアヌス法典にしたがい4分の1に規定され（3人キョウダイのばあい相続人は家産の83.3%を継承できる<sup>(14)</sup>）、さらに家産形成のために一子に相続させて、非相続人には法定遺留分を現金その他で支払うことも認められた（Celaya, 1984: 158）。ここに、一子が家産を不分割相続できる法的環境が整う。カタルーニャの諺「エレウに長男、司祭に次男、兵士に三男」どおりに、次三男は離家して新処居住することが多い。定期的に親の家を訪れ、困窮時には経済的援助を受け、仕事に失敗したばあいには戻ることも許される。親の家に留まるばあいは通常独身を通すが、妻帯する弟が同居することも時にはある。非相続人の結婚は相続とかかわらないため、早い。20世紀初頭の史料によれば、次三男はエレウより2歳若く結婚し（15～19歳9.5%、20～24歳31.5%、25～29歳34.5%）、娘はその次三男よりさらに3歳、つまりエレウより5歳早く結婚する（同じ区分で、22.0%、



45%、20%) (Barrera, 1990: 208-213, 258-259)。女の非相続人は法定遺留分をたいていは嫁資としてもらい、結婚する。生涯独身は40-50歳で11.1%であり、17.0%前後のギプスコア (バスク地方) やガリシアより35%少ない (Anes, 1988: 26)。非嫡出子率も農村ではカスティールヤ並みに低く、17世紀で1~3.5%である (García Cárcel, 1985: 238)。後述するこれらの地方と違い、カタルーニャは人口密度が低く、ほとんど通時的に移民を受け入れたことにも示されるように、非相続人がマソベルや日雇いとして地元で結婚・自立できる可能性が高かったのである。

こうしたカタルーニャの直系家族は、他の西欧に比し、いくつか特徴がある。第一に世帯規模が全体に小さい。たしかに近世カタルーニャはエルベ河以南同様の農業経営形態の変化を経験していた。インフレ期にあって領主の地代収入の拡大意図や農地を取得したブルジョワの効率的な農業経営志向を反映して、早くは15世紀から、一般的には16~17世紀に小規模経営による永代借地契約から中規模経営の短期折半小作契約に転化していった。しかしカタルーニャでは折半小作制の導入が耕地の拡大をとまわなかったため、その後も耕地は相対的に小規模にとどまった。旧カタルーニャでは10~20平方キロあたり25~28農場、新カタルーニャでの中規模農地は5~10ヘクタール程度であった (Barrera, 1990: 225-226)。そのため19世紀、典型的直系地帯の北東三角地帯でさえ、20~60歳の労働力は男1.17~1.53人、男女 (女は0.5と計算) 2.40~3.01人とどまり (Mikelarena, 1992: 54)、世帯規模は旧カタルーニャのジローナ農村部で1716年に6.5人 (Simón, 1987: 76)、別の一村では平均4.48人 (Devolder et al., 1997: 501-506)、新カタルーニャのタラゴナの一村では最大規模の富農・地主層でも5.6人であった (Comas, 1988: 152)。カタルーニャ地方全体も同程度である (1860年センサス: 地図11) (38ページ)。さらに、世帯が小規模であった要因に、いまだ乏しい手工業に労働需要が少なかったこと (Velasco, 1997: 326) や幼児死亡率が18世紀までも王国最悪であったこと、使用人が少なかった (17世紀のジローナ市で0.3人/世帯) こと (García Cárcel, 1985: 204-206) なども指摘されている。

第二の特徴は隠居制の実質的不在である。ドイツやオーストリアで親世代が相続人の結婚を機に隠居に入る (相続人が世帯主となる年齢はドイツで33~37歳) (Devolder et al., 1997: 504) のと違い、家長権・家産の所有権は

死まで保持される。跡取り息子は結婚契約あるいは相続契約によって単独相続人の地位を正式に獲得するが、財産所有権の譲渡は親世代の生存配偶者の死亡時まで先延ばしされる。それまでは妻子がいるにもかかわらず家内では「未成年」にとどまって父の指示に従い、「家のために働く」ことが求められる。ゴールドシュミットらのいう、子ども中心（西欧）型（息子の結婚時に権限を移譲）に對置する、父親中心（東洋）型（結婚後も息子にたいし權威を保持）である（Goldschmidt et al., 1971: 1073）。隠居制不在のもうひとつの原因は旧カタルーニャの永代借地地域はむろんのこと、新カタルーニャでの借地契約もかなり長期にわたったことである。北西欧では通常9年前後だったが、当地方ではことにブドウ栽培の折半小作契約のばあい、4分の3の株が生き残っている期間有効な「レバッサ・モルタ」や60年間ほどが普通であった（Devolder et al., 1997: 502）。そのため、借地農のあいだでも直系家族が支配的であり、旧カタルーニャでエレウの結婚が親の寿命（18世紀後半の出生時余命は29.7歳）と連動して親の死と前後する30歳ころまで延ばされたのと同じ状況にあった。<sup>(16)</sup>したがって直系家族ながら三世代世帯の期間は、末子相続のばあい同様きわめて短く、結果的に世帯が総じて小規模にとどまったのである。理論上、三世代構造がある程度の期間持続するのは、南西部の女相続地域と、長男相続地域にあつて息子のいない世帯（通常15~20%）でのブーージャ世帯にほぼ限られることになる。

一方、社会経済層・地域によっては直系家族形態が採用されなかった。社会層としては、少なくとも一部のマソベルのほか、賃金労働者、大工業家、商人など、地域としては新カタルーニャ、西部周縁部、沿岸部、高地、灌漑・集約農業地域、それにイスラーム支配が長期におよんだ地域が指摘されている。<sup>(17)</sup>社会経済層は両極である。下層は所有・保有農地の欠如によるものであり、他方の商工業富裕層のばあいは家が労働単位ではなく、また財産の相当部分が動産のため、核家族の世代的合成から生じる摩擦というマイナス効果をもつ直系形態に頼る必然性がなかった。また新カタルーニャで新処居住による核家族がかなりみられたことは、所有・保有農の直系家族から排出された非相続人が南に移住して土地を取得し、世帯形成した（Alvarez, 2003: 21）ことも一因であろう。人口圧力が高くない当地方においては、直系家族が生理的・必然的に産み出す核家族と並存しえたのである。

## (2) アラゴン地方

当初フランク王国辺境領に組み入れられた当地方は、11世紀前半には完全な独立王国となる。しかし東西を隣国に挟まれ、南北をイスラーム勢力と山脈に囲まれた出口のない狭い山地（1200メートル超）であった。南への領土拡張はようやく11世紀第4四半期になってからである。翌世紀初頭、右岸も含めたエプロ河流域を一挙にレコンキスタシ（1118年にサラゴサ征服）、（狭義の）アラゴン領域が確定した。その後、すでに辺境領の諸伯領を統合していたバルセローナ公国と婚姻関係を結び、アラゴン王国の名のもとに連合する（1162年）。しかしその後も地中海に展開するカタルーニャと内陸に留まるアラゴンは異なる政治的・社会的・経済的個性を維持しつづけ、中・近世をとおしてそれぞれ独自のコルテスを有した。

こうした歴史的展開のなか、世帯形成は原初の「高アラゴン」とエプロ河流域の「低アラゴン」で異なった。前者では耕地が著しく限られていたため、オジ、イトコなども含む父系的複核世帯が形成されていた。そのためカタルーニャよりも世帯は多少大きく、たとえばハカとウエスカにおける世帯内の20～60歳男女は3.04人、2.79人であった（Mikelarena, 1992: 54）。「バルディナ」と呼ばれる山地の孤立農場を共同で耕作し、家屋、牧草地、果樹園など一式の家産も共同で享受した。共有地は広く、各村落面積の平均75%、多いところでは97%にも及んだ。その用益権と家産をすべて一子が相続した。アラゴンでの一子相続の特徴は、女相続人が好まれ、相続人の結婚時に両親と交わされる契約文書によって家産管理権の移譲が同時におこなわれたことである。この契約により若夫婦の親との同居も規定された。他方、独身の男非相続人は構造的に使用人に近い地位にとどまり、移出時にそれまでの労働への報酬として現金が渡されたが、姉妹の持参金の半分程度であり、結婚は容易ではなかった。しかし無子世帯に「受け入れ」られ、息子同然に待遇されてそこの相続人となったり、あるいは若い寡婦の世帯に婚入する者もいた。さらに「独身で結婚」することもあった。これは相続を受けずに地元で結婚することで、こうした独特な表現の存在自体、そうしたケースが少なくなかったことを窺わせる。「相続人として結婚する」という文化的理想から乖離するが、「(住民は) みな平等」という平等主義のもとで受け入れられた。そのばあい、共有地を最大限活用しながら、他家の使用人や日雇労

(18)  
働者となって生計を営む。非相続人の地元での新所帯形成は共有地の広さと人口密度が極端に低かったおかげであろう。1603年でも6.7人/km<sup>2</sup>にすぎない(Chaunu, 1973: 83)。そのため18世紀末の女の結婚率(16~49歳)は「均分(相続)スペイン」並みに高く(0.643)、独身率(40-50歳)も北部としては例外的に低い4.9%にとどまった(Anes, 1988: 25-26)。

他方、低アラゴンでは新カタルーニャ同様、個々の夫婦家族は農地の取得/保有によって親族から解き放たれた。カスティール王国とイスラーム勢力双方に対峙する地政学的要衝にあったため、入植者には特権が付与されて定着が図られた<sup>(19)</sup>。入植地の人手不足と全住民保護の必要性によって、フェロで規定された均分相続(第335項)は「王国編纂法規」(1247年)に引き継がれる(Orcastegui, 1983: 118-122)。均分相続が慣行となり、<sup>コンピラシオン・ナシオナル</sup>アフアール・イ・アユダ男女の持ち寄り財産による核家族が主流となっていった(García Herrero, 1990: 256)。

王国全体としては、はや14世紀初頭には一子相続が貴族に、ついで全住民にも認められた。ただし法定遺留分には現金以外に5件の不動産を含むという条件つきであった。しかし16世紀末(1585年)、カタルーニャ同様、法定遺留分は家産の4分の1に縮減された(Iglesia, 1988: 501, 526-527)。この規定には貴族層・地主層の強い領地保全意識が反映されている。貴族層ではすでに同世紀前半から不動産(家屋・土地)を暗黙裡に息子に相続させ、娘の婚出持参財のすべてを大部分を動産にして相続の代替としていたのである(García Herrero, 1990: 256)。伝統的に貴族が強大なアラゴンではコルテスの4層のうち大小貴族が2層を占め、自分たちの意向を決議に反映させることは容易であった。この法的裏づけにより、家産保持の目的にかなう直系家族形態が貴族間でさらに浸透したであろう。また農民間でも生産性低下の回避のために実質的な不分割相続が広まったと思われる。ただし当地方、ことに低アラゴンの一般農民の相続にかんする研究はほとんど進んでいないため、実態は不明である。

### (3) バスク・ナバラ地方

ギリシャ時代にピレネー南麓山地(ナバラ域)にいたバスク人はいつのころから西進し、今日のいわゆるバスク地方を植民した。すくなくとも6世紀後半はまだカンタブリア山系の北東端山地以東に留まっていた(García

Gallo, 1986: 86)。その後レコンキスタ開始自体の動因ともされるほど山地の人口圧力は高まり、さらにビスカヤ西部や南部のエプロ河流域のアラバ地域へと伸張した。中世盛期にはバスク、とりわけアラバ北部(エプロ河上流)の人口密度は北部最大であった(Bilbao, 1978: 136)。ル=ブレ言説もあって、<sup>(20)</sup>当地方はながらく一様に直系家族伝統の地とみなされてきたが、近年、史料制約は大きいものの、直系家族の優勢地域はパンプローナ(ナバラ県都)とビトリア(アラバ県都)を結ぶ線以北にほぼ限られるなど、内部の多様性や歴史的变化が幾分かあきらかになっている。その分岐線はバスク山系の峰、および大西洋気候と地中海気候(乾燥地域)の分かれ目とほぼ重なる(地図5)(20頁)。

分岐線北側の「湿潤地方」は当地方全体の3分の1にあたる北東部で、ナバラ北部、ギブスコア全域、ビスカヤ東部、アラバ北部を擁す。ピレネー山脈とカンタブリア山系から流れる川筋の谷間や中腹に、中世バスクでは最少<sup>(21)</sup>2、3軒の集落、数個によって通常構成される農村共同体が谷間に散在した。近世ナバラの村はピレネー山麓で2~15世帯、平地で10~20ないし25世帯程度であった(Moreno et al., 1997: 111)。おおむね村内婚によって大なり小なり親族の強い絆で結ばれ、村への帰属意識は強い。典型的な伝統家族は牧畜業を経済基盤としつつ傾斜地の小辺農地で多種栽培農業を営む。その自給<sup>(22)</sup>自足経済の基盤である一連の不動産から成る孤立農場「カセリオ」・「バセリア」の一子相続慣行が優勢であり、直系家族志向が強い。ただし、一子相続・直系形態が採用されるようになった経緯は地域で異なる。3地域に分けよう。

第一のナバラ域については中世後期の4要因が挙げられる。1) 自律的単位として夫婦家族が大きな親族集団から分化した過程とかかわる。夫婦が社会的重要性を増すにつれて相続が夫婦単位に結びつき、夫婦が家産相続人をひとり選ぶようになり、それとともに家産が<sup>カサ</sup>しだいに定まって家が出現し、夫婦家族が確立する。この小家族化・直系家族化は、それまでの擬親族集団としての村の名にかわって家名・屋号が姓となったことに現われる(Zabalza, 2004: 80-81; Moreno et al., 1997: 112-122)。2) 14世紀半ばのペスト<sup>(23)</sup>の影響。人口の4割を喪失するほど、半島のどこよりも被害が深刻だったため、その後につづく社会経済的混乱・人口減少・農業危機のもとで家族の再統合があり、核家族から複合家族、ことに多核家族に移行したと推測され

る (Berthe, 1991: 82)。3) 領主による強制。その 1 例を、土地を分割せずに一子への継承を小作に命じた 13 世紀のイランス修道院 (アラバ北東) にみることができる (Caro, 1971: 219)。4) 万人イダルゴ<sup>イダルギア・ウニベルサル</sup>という特殊要因。後述のバスク域ほど全域ではないが、北部のロンカル谷や北西部の広いバスタン谷などでは住民全員が下級貴族イダルゴであり (Caro, 1971: 217)、中部の西半分はイダルゴ居住率が地方最大であった。その地位の維持に荘宅の世代間継承は必須であるため、これらの地で不分割相続制が伝統的に支配的となった。

かくして、1427-28 年世帯台帳 (王国の半分以上を占める 3 地域について判明) では 21.6% が複核世帯 (そのほとんどが垂直方向) とされ、1433 年調査史料の 2 地域は湿潤・乾燥の分岐線以南であるにもかかわらず、複合世帯は 36% (うち垂直方向の複核世帯 29%)、28% (同 18%) にのぼった (Berthe, 1991: 69-71)。複合世帯ははや 14 世紀前半から存在しており、世紀後半にはさらに世帯の複合化と一子相続がひろまった。また、カスティーリャ王国への編入 (1512 年) にともなうナバラ社会・文化のカスティーリャ化によっても助長されたという。<sup>(24)</sup> 1576 年に一子相続が法令化されるが、それは現実の追認という意味合いが大きい。さらに 1688 年、コルテスで遺言の絶対的自由が決議され、非相続人にはわずか 5 スエルド (パン 8 キログラムほどの値) の名目的遺留分を与えればよいことになった (Iglesia, 1988: 526-527; Celaya, 1984: 159)。

18 世紀末までセンサスの対象外であったため、近世における実態はあきらかでない。19 世紀の史料 (1861 年) によれば、フランス国境に近い北端エチャラルでは村内の直系家族は 10.18% にとどまるが、バセリアに限れば 24.03% である (Douglass, 1988 b: 84)。北西部ララウン近くの谷では全体で複合家族は 31.7%、所有農間では 51.3% に達する (Del Val, 1984: 55)。1824~94 年史料では借地農間でも複合世帯が頻繁にみられたという (Erdozain et al., 2003: 25)。また、1860 年のセンサスでは湿潤地方のアオイス地域とパンプローナ地域、南部のエステーリャ地域での 20~60 歳労働力は男・男女 (女は 0.5) それぞれ 1.30・2.53 人、1.17・2.42 人、1.11・2.20 人である。前 2 者は北部・中部での強い直系世帯傾向を示す。相続人 (30~39 歳) の世帯規模もそれを反映して、山地 7.5 人、湿潤・河畔の中間地域 6.3 人であった (Mikelarena, 1992: 52-55)。この中間地域にはイダルゴとならん

で中流農民も集中したが、カセリオや「家」イデオロギー伝統がなく、均分・一子相続が並存した。また、レコンキスタ後に入植された南部のエプロ河沿岸地域では分割相続・小土地所有制が伝統となったにもかかわらず、直系家族も少なくなかった (MacClancy, 1991: 120) ことは、上記エステーリャの男女労働力数値に示される。ナバラ全体としては、高率の農地所有・保有 (18 世紀末で 35.1%・37.2%) (Nadal, 1984: 102) が直系家族世帯の形成を促したといえる。しかもその世帯は、上記の中央西部 2 地域の史料 (1433 年) によれば、労働力と役畜・羊の頭数、税額とが相関し、相対的に豊かだったことが窺われる。複合家族の労働力は核家族の倍あり、人口が少なく、労賃が高い状況下、大家族経営の方が有利だったのである (Berthe, 1991: 76-78, 82)。

第二のバスク域湿潤地方は、直系伝統の中心である北東部 (ギブスコアと原初ビスカヤ域) とのちに展開する西ビスカヤ地域に分けられる。ここでも中近世の史料は皆無であり、世帯の様相は 19 世紀の史料でようやく知ることができる。レントリア (ギブスコア) の住民台帳 (1857 年) によれば、不分割ないしは優遇相続による直系家族が支配的で、複合家族は 42.7% (複核 32.6%、拡大 10.1%) であった (Cruz, 1997: 19)。また、1885~92 年のビスカヤ農村部における複合家族は 34.1% (拡大 18.5%、複核 15.6%) であった (Ortega, 1989: 68)。この北東部で人口の相当部分を占めるイダルゴは自分たちの団結力・特権を表明できるのは唯一国王の直臣となることであるとしてナバラ国王とカスティーリャ国王を領主に戴いたため、領主権力の実質的不在により大きな自治を享受していた (González et al., 2003: 76; Achón, 2001: 123)。原初ビスカヤの『ドゥランゴ域フェロ』(地域の諸フェロを 14 世紀に編纂) はすでに、全財産の一子相続を許容する<sup>(25)</sup>。この一子相続実践に意味を与えたのがイダルゴ上流層の価値観だったという。国王の個人所領であるために 13 世紀後半 (1273 年) から特別に領民に認められていた (García Gallo, 1986: 91)、長子限嗣相続制を荘宅<sup>マヨラスゴ</sup>に設定して不分割相続を慣習化するにつれ、家・リネージ・マヨラスゴ・不分割相続・バスク語が渾然一体化した価値観を抱くようになった<sup>(26)</sup>。農地の細分化に苦慮していた中小イダルゴもこの価値観を受け入れ、ことに 16 世紀の 6、70 年間マヨラスゴによって多くの孤立農場が確立した。バセリア<sup>(27)</sup>を基盤として、イダルギアと一体となったこの価値観はバスク性の象徴として地方全体に広まっていく。このよう<sup>(28)</sup>

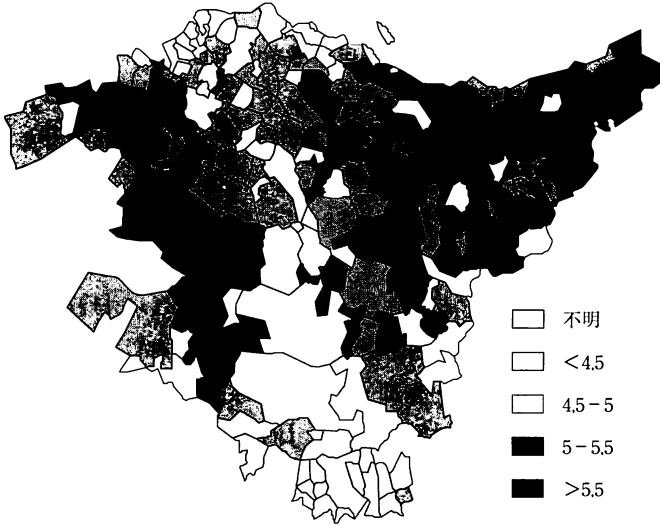
に、バスクの直系家族は低死亡率（幼児・成人）と長寿（国平均を10歳上回る）を誇り、生活レベルが一番高い地域においてもっとも濃厚に形成されたのである（González et al., 2003: 56-61, 72-73, 79）。20世紀までもバセリアの<sup>(29)</sup>解体は道徳悪とされ、「家つぶし」として最大の非難をあびた。

第三の新開地、西ビスカヤ地域は様相が少し異なる。ギブスコア沿岸都市（サン・セバスティアンなど）や原初ビスカヤ域に14世紀前半から中葉に建設された一連の都市（ビルバオ、マルキナ、ゲルニカなど）が鉄工業と羊毛輸出によって隆盛し、とりわけ15世紀第4四半期に人口を著しく増大させるにつれて、西ビスカヤの平野に大変革が生じた。それまでの牧畜中心経済から、すくなくとも部分的に穀物栽培への転向が促された。その結果、土地の占拠・私有化プロセスが都市周辺からはじまり、全域に波及していった。この空間の占有・領域確定プロセスは教会税徴収にかかわる教区設定の問題とも絡んで、とりわけ15世紀末から16世紀初頭に混沌とした状況を巻き起こしながら、新集<sup>バリアーダ</sup>落を簇生させていった。この動向は必然的に世帯形成にも大変動をもたらした。元来、谷間に点在するバリアーダでは牧畜業が大家族で営まれていた。自家の家畜の世話のほか、村民が当番でおこなう山と谷の中距離移牧の義務履行に成人を多く必要としたからである。そこに、この土地占有熱と人口圧力とを受けて、新しい経済単位としてカセリオがこの地域にも登場する。バリアーダから放出された農民が少し離れたところで作るこの農場は村の共同義務から解放されているため、小家族であった。しかし次第に農地を広げ、家・果樹園（おもにリンゴ園）・耕地・牧草地・一連の作業小屋や倉庫など、自給自足の基盤を整えるにつれ、カセリオ全体の次世代への継承を希求するようになり、一子に相続するようになった。つまり、当初無主地の占拠という形で散らばった小家族経営のカセリオは、一定のタイム・ラグをもって直系家族への移行傾向を示したのである。そこの非相続人はさらに新たなカセリオを創出していくため、カセリオは細胞分裂的増殖をみる。1300～1500年間に町や主要バリアーダ、教区礼拝堂などは当初あった山の中腹から徐々に下って谷底に行き着いたが、カセリオは逆に未占有地をもとめて山肌を上へ上へ登っていった。15世紀末にはこの地域の人口は著しく拡散するにいたる。1525年に旅した外国人はその様相を「人で満ちぬ森なく、集落の地に無数のカセリオあり」と綴る。家概念を表象する屋号の15世紀末の登場は、このカセリオの直系家族化と時間的に完全に符合する。<sup>(30)</sup>



この変動期、国王は1452年にそれまでのビスカヤ域慣習法を『旧フェロ』として編纂し、それにもとづく地方自治権<sup>バセ・フォラル</sup>を同年ビスカヤに下賜した<sup>(31)</sup>。それは、直系家族伝統の震源地である北東部の『ドゥランゴ域フェロ』から多くを採用するとともに、独自の相続規定を明記する。「動産は父母とも自由に処分できるが、不動産（取得財産も含む）は子どもにすべて強制相続する。男女を問わず一子を後継者に選び、全財産を遺言か結婚契約によって相続させることができる。ただし他の子どもに幾分か土地を分与しなければ、その相続は無効となる。子どもがいなければ孫に、孫がいなければ非嫡出子に、誰もいないばあいは四親等以内の近親（その土地を所有していた祖先の子孫）に継がせる。不動産の継承・売却・交換・贈与は、婚資（夫の全財産）も含めすべて、親族遡及帰属の対象となる」。『旧フェロ』の革命的な点は、取得財を不動産に含めること、および、相続期待権者に卑属を含めることである<sup>(32)</sup>。さらに1485年、「ギブスコア県とビスカヤの住民にこれまで同様、マヨラスゴ設定を認める」旨、国王が布告した<sup>(33)</sup>。

こうした家産の保全規定にもかかわらず、直系家族自体はカセリオ/バセリアの安定性を保証するものではなかった。継承者がいないばあい、農場所有者は親族関係にない農民と借地契約を結んで後継者一名（男女不問）の指名権を保持し、農場の管理者となることもあった（Ríos, 1984: 278）。死後には所有者が変わることになる。経営は純粋に経済的合理性に従うことの方が少なく、やむなく売却して借地農となるなど、所有農がしだいに減少して、少数者に土地が集中する傾向もあり（Valverde, 1994: 56）、消滅・新規取得などで土地所有者やカセリオの絶対数は大きく変化した（Erdozain et al., 2003: 38-39）。しかしバスク地方は領主国王への納税・徴兵義務がなく、通常作成される住民台帳が実質的に中近世をとおして、18世紀でさえも作成されなかったため、変動期中近世における家族の動向を直接知ることができない。わずかに、王令や法規がこの時期の混沌とした状況を間接的に伝える。「オニャテの布告」（1477年）はバスク農民に遺言の自由を確認し、その理由を「日に日に家屋・不動産の多くが分割され、人手に渡って、在所の思い出が失われている」からと記す。また『ビスカヤ新フェロ』（1526年）は「老人への食糧は他人の手からではなく、家族や近親の手から渡されるべきもの」とし、両親への扶養義務（食事・衣服の供給）を怠る子どもの処罰を規定する。これらは一子相続慣行・親族の絆の弛緩をまえにした、法的防



地図4 バスク地方の世帯規模 (1860年)

出典：M. González Portilla et al., "Aportaciones a una relectura dinámica de los modelos familiares (y sociales) del País Vasco (apuntes para una reflexión desde la perspectiva del último tercio del siglo XIX)", C. Fernández et al. (eds.), *Familia y cambio social en Navarra y País Vasco, Siglos XIII-XX*, Pamplona, p. 69.

<sup>(34)</sup> 衛策であり、中近世交のバスク地方における直系家族の存在、およびその内的脆弱性を伝える。

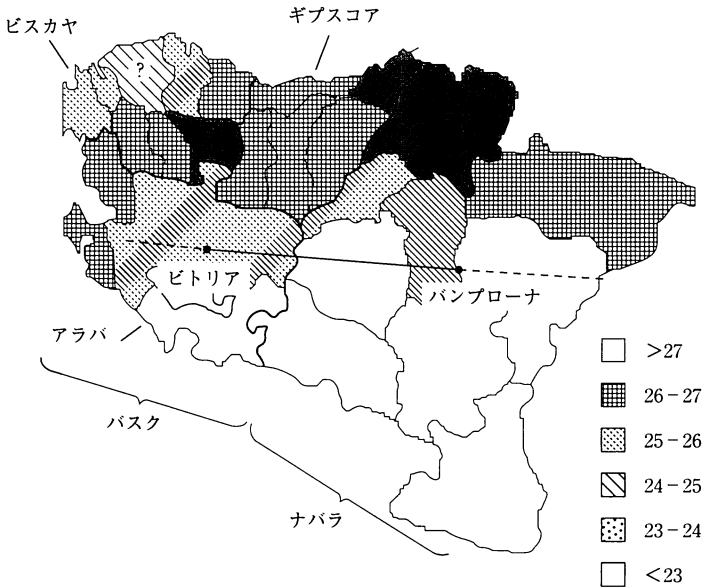
しかし時代が下った 1842～1960 年間、バセリア 20 軒を 10 時点で追跡した調査によれば、直系世帯は延べ 31%であるが、うち 19 軒で直系世帯が何度か出現しているので、ほとんどのバセリアは本来的に直系家族ということになる (Douglass, 1988 b: 85-86)。フラケルのいう「遺伝子的」直系家族 (1984: 255) である。湿潤地方における直系家族はその時々政治・社会・経済の変動にもまれながらも、20 世紀半ば過ぎまでも続いた、長期持続現象<sup>(35)</sup>だったといえる。

他方、ビスカヤ西端とアラバ北西の一角は 14 世紀に遡る領主所領に属し、領主編纂の慣習法アヤラ域フェロ (現存する最古版は 1373 年) によって伝統的に律せられた。一子相続を規定し、遺言の完全自由権を保障する。農業経営を最適者に委ねる権限を父親に与えるという、領主の経済的効率重視が強く反映されており、できるだけ親族内に不動産を留めようとするナバラやビスカヤの法規と目的を異にする。世帯規模は部分的に 5.5 人以上、大半は

5～5.5人である（地図4）。15世紀末以降カスティーリャ法下に入るが、この遺言の完全自由権だけは今日も当該地域（アラバ県人口の5%）で有効である<sup>(36)</sup>。

ピレネー全域の初生子相続はつとに名高いが、以上見てきた湿潤地方において現実には相続人の選択、家長権の移譲、非相続人の動向などは多様である。ナバラでは男女・長末を問わず適任者が選ばれたが、末子を選ぶ傾向が認められる（Berthe, 1991: 85）。15世紀前半の3都市の史料では、親子2世代世帯における息子夫婦、娘夫婦の割合はほぼ拮抗する。しかしカスティーリャ王国への編入以降、ことに新しい文化的影響を受けやすい都市とその周辺地域では、（長）男相続が過半（アオイスでは60%）を占めるようになった。他方、同時期の山地では女相続人は男の2倍あり、17世紀初頭においても名のついた屋号の大半は母系であったという。いわば2つの文化が並存していたことになる。またバスク湿潤地方では一般的に、性別・幼長の別なく相続人が選定されていたことは、12世紀末以降については先述の『ドゥランゴ域フェロ』<sup>(37)</sup>で確認できる。ただし、一定程度の末子相続（Douglass, 1988b: 85）、一部地域での厳格な初生子相続、北東部における男相続、ビスカヤにおける明瞭な長男傾向などが指摘されており（Homobono, 1991: 104）、一様ではない実態が示唆される。

家長権については、アラゴンにおけるように、ナバラ地方北西部盆地や中部のパンプローナ、アオイス、南部のエステーリャなどでは、結婚契約文書を介して、<sup>ドナティオ・プロプター・ヌプティア</sup>結婚贈与の形で家産すべてが譲渡され、同時にその管理・享受権も移る。その代価として親とキョウダイの面倒をみる義務が生じる。また親の生活に必要な不動産の一部を除外するばあいや、親に現金・現物を年金として生涯支給する契約もあった（Caro, 1971: 213; Mira, 1980: 27）。非相続人は独身のまま家に留まるか離家するかを選択し、離家時に嫁資か法定遺留分が現金で与えられた。ただし、先述のコルテス決議以降は名目的分与のばあいもあったであろう。また、2家族間での二重結婚や、2つ以上の家のあいだで嫁資の還流をめざす結婚などの戦略も採られた（Erdozáin et al., 2003: 41）。一般に一子相続地域では相続人と非相続人との結婚が文化規範であり、それによって世帯数が一定に保たれる（Zabalza, 2004: 82）。非相続人の一部（7%）はこれによって救われるが、相続人にも女相続人の婿にもなれない残り<sup>(38)</sup>70%は、独身で家に留まるより、たとえ社会的地



地図5 ナバラ・バスク地方における女性の初婚年齢（1787年）

出典：A. R. Ortega Berruguete, "Matrimonio, fecundidad y familia en el País Vasco a fines de la Edad Moderna", *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 7-1, 1989, p. 51.

\* 湿潤地方・乾燥地方の分岐線および地方・地域境を追加。

位が降下しても、あるいは借地農の娘との結婚では婚資が半減されても（北部地域）、婚出することが多かった。こうして核家族が少なからず形成されたため、ナバラでの直系家族率は全体としてはバスク北東部ほど高くならず、また晩婚・少婚と多婚・早婚が並存した。女の初婚年齢（地図5）・結婚率ともに地域内格差は大きいが、地方全体の結婚年齢は北部としては低い24.2歳（Ortega, 1989: 50, 59-60）、結婚率（16～49歳）は王国平均並の0.592であり（Anes, 1988: 25）、非嫡出子率も国内最低（1861～70年で2.6%）である（Dópico et al., 1990: 606）。域内での生活機会の有無が非相続人の移民の多寡と結婚率を左右するのであれば、ナバラでは、アラゴンほどではないが低人口密度（1600年の平均は12.1人）<sup>(40)</sup>と広大な共有地（Moreno et al., 1997: 111）、さらには世界一高い住民中の聖職者率（McClancy, 1991: 123）が、非相続人の大量排出という直系家族特有の生理的現象を緩和するのに貢献したといえる。事実16世紀、中世後期の人口危機で生じた南部の空白地域に北部山地やバスク域の余剰人口が流入したのである（Monteano, 2000: 59）。

バスク域においても、非相続人の独立・結婚を助けるという条件つきで、家産と家長権が跡取り夫婦に譲渡され、象徴的に主寝室とベッドが譲られる (Ortega, 1989: 71)。一方、マヨラスゴの設定とほとんど通時的な人口増加によって非相続人が大量に生まれた。1630年以降アストゥリアス地方とともにトウモロコシが導入されたおかげで食料危機の影響が他地域にくらべて緩やかで済み (Pérez, 1980: 310)、その後の200年間に人口はさらに倍増した (1.81倍)<sup>(41)</sup>。農村ではトウモロコシの輪作による集約農業が逆に労働力を必要としたため、成員を増加させた直系世帯のもとで家産の保全とマヨラスゴがさらに強化された (González et al., 2003: 72, 79, 85)。そのため非相続人の多くは地元で結婚できず、近世前半までは沿岸都市に、通時的にはメセタ地方やインディアス (アメリカ) に移民した。これらの移民を加算すれば、ギブスコア、ビスカヤの男の独身率1787年には20%を越えたとみられる (Ortega, 1989: 49)。女は沿岸都市などに一定期間女中奉公に出ることが多く、ことに16世紀は著しい数にのぼった (Azpizu, 1995: 139)。その後は家に戻るが、17世紀半ばには「ビスカヤの4人に3人は女」といわれるほど深刻な男不足のため、ギブスコアの生涯独身は16%以上にもなった。初婚平均は26歳 (Poska, 2005: 233-235) であったが、経済不況が深刻化する1740年以降は27歳前後となり (地図5)、同世紀末 (1787年) の結婚率はきわめて低い (16-40歳で、ギブスコア0.418、ビスカヤ0.472)。自給自足の農牧業を営む典型的な直系相続地域では0.400未満の地域もある (Ortega, 1989: 51-60)。その結果、総再生産率 (女が生涯に産む女兒数) は国内最低の2.48である (Dópico et al., 1990: 606)。男女の低結婚率を反映して、バスク北東部のあらゆる社会階層で非嫡出子がみられ、18世紀末まで社会的に容認されていた<sup>(42)</sup>。ことに16、17世紀の非嫡出子率は高く、1510~89年間ギブスコアの2教区では13.4%、22.2%であった。婚外子が通常1%以下の「核スペイン」と大きく異なる。父親はおおむね周知されており、その多くは聖職者であった<sup>(43)</sup>。直系家族制における非相続人間での非嫡出子や独身の母は、他の家族形態の地域とは異なり、さほど不快なこととはみなされないのである (Lisón, 1991 a: 106)。

このように通時的に生涯独身・晩婚を特徴とする湿潤地域での世帯規模は相対的に大きい。1860年センサスによる世帯規模 (地図4) では、北東部のギブスコアと原初ビスカヤは強度の直系家族形成を反映してほとんど全域が

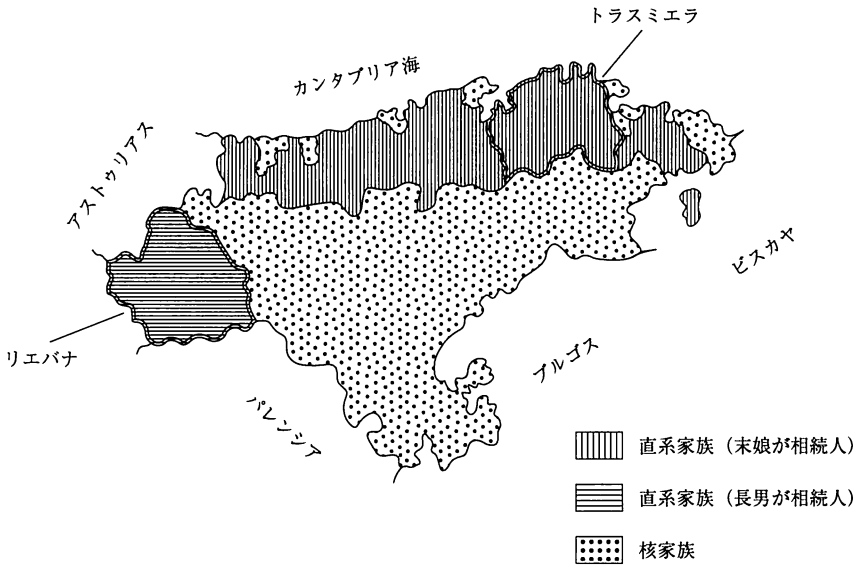
5人以上であり、レントリアでは平均7.9人に達した (Cruz, 1997: 19)。同世紀末の信者登録史料では6人である (Ortega, 1989: 67)。バスクの長寿 (18世紀末の平均寿命は32.0歳) (Dópico et al., 1990: 609) によって3世代世帯 (大半が垂直) がまれではなかった (Berthe, 1991: 69) ことによる。

湿潤地域にありながら直系規範に沿わなかった地域はおもに沿岸都市、および農牧業の比重が少なく、鉱業・鉄工業・運送業・漁業などにも就業機会があった地域である。そこでは核家族が支配的であり、相続にかかわらないため早婚が可能であった。18世紀末、男25.5歳、女21~24歳である。ただし17世紀には鉄鋼業がその技術的後進性によって海外市場を喪失し、さらに18世紀半ば、スペイン他地域へのバスク製品にたいする高関税 (「外国税」) 賦課によって深刻な危機に陥ったため、都市では移民と晩婚化が進行し、女 (16-40歳) の結婚率は直系家族の農村より低くさえた (サン・セバ스티アン0.369、沿岸部0.384) (Ortega, 1989: 60, 71)。核家族は複合家族のような包容力に欠けるため、より直接的に経済の好・不況の影響を受けたのである。

また、分岐線以南のカンタブリア山系の南斜面 (中部・南部アラバ、アラバ域リオハ、中部・南部ナバラ) では、南に行くほど不分割相続・直系家族世帯・男の移民が急速に減少していき、代わって分割相続・新処居住にもとづく核家族世帯が増加する傾向にあった。とりわけアラバ域はカスティールヤ王国への最終的編入 (1200年) 後、13世紀後半から150年の間に国王が積極的に20余の王領都市を建設して都市網をめぐるして入植を図ったため、親族集団から解放された個別の夫婦家族世帯が優勢となった。湿潤地域とはうってかわって、18世紀末の女の結婚率は0.700に近く、生涯独身率は5%未満、エプロ河畔平野では2~3%まで下がる。初婚年齢も23歳未満である (Ortega, 1989: 61)。

#### (4) カンタブリア地方

エコロジーにおいて東のバスク、西のアストゥリアスと大差ない。南境は2000メートル超のカンタブリア山系の分水嶺とほぼ重なり、1753年にメセタに通じる道路が開通するまで、半島内部との交通は困難をきわめ、ほとんど孤立状態にあった。当地は、均分相続のカスティールヤ法のもとに一貫してあったため、上記の諸地方とは異なり、均分を理想とする地域が多い。全



地図6 カンタブリア地方の世帯規模（1980年代）

出典：A. M. Rivas Rivas, *Antropología social de Cantabria*, Madrid, 1991, p. 42.

\*トラスミエラ地域とリエバナ地域（二重線域）を追加。

体としては核家族形態が優勢で、18世紀末には65～70%を占め、複合家族は18%以下にとどまった（Dubert, 1992: 89）。しかしその中で、直系大家族を特色とするかなり広い地域が2ヵ所あり（地図6）、それぞれ特徴的な世帯が形成される。東西に延びる沿岸平野と中間の谷間、および内陸西部のリエバナ地域である。

前者の典型である東のトラスミエラでは、20世紀末までも直系世帯が70%を占める。<sup>(44)</sup> 孤立農場での自給自足が理想とされるが、実際の農地はミニフンディオで平均4ヘクタール（平均6ヵ所に散在）に満たないため、牧畜業や漁業、出稼ぎなど、家族全員が役割分担して生活を維持する伝統がこんにちまで貫いている。<sup>(45)</sup> こうした兼業においては男がアンダルシアなどに短期移民したり、あるいは石工として他地方に出向いたりすることが多いため、野良仕事や牧畜の世話は女の肩にかかり、女が事実上の家の大黒柱であった。そのため20世紀までも娘夫婦との同居世帯が過半（56%）であり、また末子相続傾向も強い（55%）。結果的に、末娘に家屋と家具・農具が優遇相続され、母方居住によって直系家族が形成されるケースが多くなる。そうした

優遇分は親の老後扶養にたいする代償と理解される。ただし、家産の所有権はすべて親が最期まで保持する。他方、耕地・牧草地など、土地はどんなものでも希少であるため、いかなる優遇も許されない。さらに兼業家政においては家産を一人に渡すこと自体、意味をもたない。親は土地分配にかんして遺言せず、死後の分配を子ども間の話し合いにまかせ、調停役を指名するにとどめる (Rivas, 1991 a: 97-101)。つまり、この地域では均分精神が勝っており、老親の扶養を末娘に託すという、純粹にそれ一点のために直系世帯が形成されてきたのである。

他方、内陸西南端の険しい山地に位置し、小集住村落が谷間に散在するリエバナ地域においては別の優遇相続が展開した。当地でも集中的に開墾がおこなわれた 17 世紀前半には均分相続が広くみられたが、公証人の遺言状の分析によれば、17 世紀後半からマヨラスゴの言及が増え、18 世紀末の 2、30 年間に優遇相続が確立したという。1752 年の時点で複合家族は 11 村において 4~5 分の 1 を占め、平均 24.43% であった。さらに土地と家を結びつける風潮の広まりによって土地数片や家屋にも極小マヨラスゴが設定されるようになり、それとともに長男への優遇傾向が強まった (Lanza, 1988: 135, 154-157)。

この男相続の根底には社会経済的要因がある。不規則な荒々しい地勢ゆえに、世帯平均 14~15 ヘクタールが 25 ヲ所に散在するミニフンディオで粗放農業が営まれるが、家族および共同体の社会経済生活の中心は牧畜業であり、それに要する協働作業に参加するために不可欠な息子の存在が、相続のあり方に大きく影響したのである。人類学のフィールド研究によれば、59% が息子と同居し、そのうちの 75% が長男である。ここでは、家屋と動産のみを優遇物件とする沿岸地方と異なり、カスティージャ法による優遇分を最大限 (資産の 5 分の 1 + 残りの 3 分の 1) 活用して家産の約 3 分の 2 が相続人に与えられる。ただし、上記の諸地方のように結婚契約時に相続人が決定されるのと異なり、両親の死 (遺言) まで相続人が誰かあきらかにされないため、たとえ結婚して親と同居しても、離家した兄弟や家にいる独身者が競争者となり、不安定かつ曖昧な状態がつづく (Rivas, 1991 a: 104)。18 世紀、世帯規模は富農・イダルゴの 6.35 人にたいし小農はわずか 3.97 人である (Lanza, 1988: 130)。小農世帯では息子の結婚が遅い、あるいはかならずしも家で結婚しないため、家族周期において核家族にとどまる期間が長かったことを示



唆する。直系世帯とはいえ、核家族から次世代核家族へのバトンタッチの重複期間がきわめて短かったのである。

リエバナでは近世をとおして春と秋の季節移民は生活に不可欠であった。さらに 1650 年以降はメセタやアンダルシアに 3、4 年間移民する短期移民も日常化した。離家する者はわずかな法定遺留分と出稼ぎ資金によって購入した土地、および地域の 4 分の 3 におよぶ共有地 (Rivas, 1991 a: 36) の用益によってようやく新世帯を構えた。1 ファネガ (通常 64.4 アール) 以上の土地所有が共有地用益の条件だったので、わずかな相続でもその取得の保証となったのである (Lanza, 1988: 61, 127, 129)。

しかし、所有地以外に他人の土地で働かざるをえない日雇い層<sup>(46)</sup>の増加や、ことに 18 世紀末以降土地取得が困難となるにつれて、男の晩婚・独身化と移民傾向がいつそう強まり、女の晩婚・独身率も高まっていった。独身率は 18 世紀末の男 8%、女 11% が 100 年後には 14%、19% に上昇し、女の初婚年齢は 1675-1700 年の 23.44 歳から 1800-25 年に 25.52 歳へと上昇した。また結婚しても生家居住を余儀なくされるばあいも少なくなかった (Rivas, 1991 b: 67-71; Lanza, 1988: 46-67, 137-138, 154)。

一方、リエバナ以外の内陸山間では集村形態であり、均分相続によって核家族が形成される。住民間の平等が理想であり、家族制度はそれ自体が目的ではなく、住民の地位を得る一手段にすぎない。山間放牧地は夏のあいだ他地域からの牧畜群に貸与されるため、その収入によって共同体の牧畜群を守る牧人を雇うことができた。そのおかげでリエバナのような牧畜当番がないことが小家族にとどまった一因である。ここでは「核スペイン」同様、親の死後、牧草地や家畜、その他一切の財産は分割され、親の家は物理的に消滅する (Rivas, 1991 b: 67-74; Christian, 1989: 30-35)。<sup>(47)</sup>

## (5) アストゥリアス

カンタブリア山系 (1500-2000 メートル) とピコス・デ・エウロパ (2500-2600 メートル) 以北の当地方は、8 世紀初頭にイスラーム支配から大挙して逃れてきた西ゴート人が住み、アストゥリアス王国発祥の地となった。山地半分、残りの大半を牧草地が占め、牧畜業主体の農業が営まれる。18 世紀末のセンサスによれば、王領地 90% にたいし所領は 10%、そのうち世俗所領がほとんどである (Anes, 1988: 155-158)。ギプスコア同様、人口の大部分

(48)  
がイダルゴであるため、伝統的に住民台帳は作成されず、詳細は不明であるが、18世紀末、土地を所有する農民はわずか3.1%で、91.5%は借地農であった(Nadal, 1984: 102)。王領地に住み、トロ法(1505年)以降小マヨラスゴを設定したイダルゴ小地主から借地する農民が多数を占めたのであろう。契約期間は、中世の一修道院史料(1200-1300年)によれば永代借地契約が大半を占めたが(Aguade, 1988: 224)、17世紀では通常3世代(3治世+29年)であった。あらたな契約ごとに地代が上がったことや17世紀初頭にガリシアを経て導入されたトウモロコシによる人口の急増によって、農地の又貸しと細分化現象がおきた。その後の100年間で人口は86.7%増加し、ことに山地では倍増した。1787年の出生率はカタルーニャやバスクより多い45.4/1000である。また18世紀末のジャガイモ導入でさらなる集約化とミニフンディオ化が進行したため、ことに山間部では農作の年ですらパン・肉・ブドウ酒は口に入らず、1713年のセンサスでは10,000人が極貧に分類された(Livi, 1968: 227; Anes, 1988: 16, 24; Fernández Alvarez et al., 1977: 83, 104-108; 芝<sup>※</sup>, 2003: 306)。

当地方には荘園風の「キンタナ」と称される孤立荘宅がおもに中央部のイダルゴや少数の土地所有農間にみられた。中庭のまわりに家屋・木の穀倉・粉挽場・納屋・ときにはチャペルといった一連の建物があり、それを果樹園・畑・牧草地がゆったりと取り囲む。しかし多くの農民の経営単位は多様な小地片(平均0.82ヘクタール)からなる、平均2.5~3.5ヘクタールのカセリオ/カセリア(Cruz, 1997: 16)であった。それは労働に見合わない収益しか上げられない最低限の生産・消費単位である。アストゥリアスのばあい、散在・孤立せず数~10程度のカセリオが寄り集まって地区・村を形成する。領主・地主がカセリオの不分割相続を義務づけた一例をベルモンテ修道院の契約書(1608年)にみることができる(Anes, 1988: 220)。強制されないばあいでも、多種栽培の農牧農場一式を代々継承するという理想と伝統的なカステリーヤの法定均分相続をどのように折り合いをつけるかが悩ましい問題であった。通常、大半の家産(5分の3~3分の2)が結婚契約書を介して相続人に優遇譲渡され、かわりに老親の扶養とキョウダイへの援助が義務づけられた(Fernández, 1988: 126)。相続人の選択にルールはないが、女より男、末子より長子を好む傾向があった。非相続人にはカセリオの法的請求権の放棄文書への署名が道徳上求められ、その代価として法定遺留分に満たない現

金が支給される。かくして、当地方ではカセリオを基盤とする直系家族・拡大家族世帯が伝統的に基本であった。<sup>(49)</sup>

さまざまに工夫し保全されたカセリアは、17世紀の人口増加期にもかなり柔軟に対応した(Gómez, 1991: 46)が、ほとんど常に生存の限界線上にある世帯がその吸収能力を超えれば、移民として余剰労働力を排出せざるをえない。18世紀末の男性率は92.1であるが、女(16~49歳)の結婚率は国平均(0.593%)を下回り、バスク・ナバラと同程度(0.558%)<sup>(50)</sup>であることからすれば、若年層移民が多かったにちがいない。男の生涯独身率8%にたいし、女はガリシア、ギプスコアについて多く、平均13%、内陸部や西部では25%にも達した(Anes, 1988: 26-27)。さらに1世紀後には男7.7%にたいし、女は18.2%にまで増加する(Livi, 1968: 219)。

ただし中央南部の一部では均分相続が実施される。イダルゴ位が代々継承される荘宅にもとづくことからすれば、イダルゴ不在の地だったのであろう。そこでは結婚戦略(近親婚<sup>(51)</sup>・兄弟姉妹の二重婚・カセリオの補完性を優先した縁組)や生家居住によって世代ごとに農地の保全・再統合が努められた。また無子世帯では、預った甥や姪が働き手となり、オジ・オバの老後の世話をし、彼らの財産を継いだ(Fernández, 1988: 128-129)。

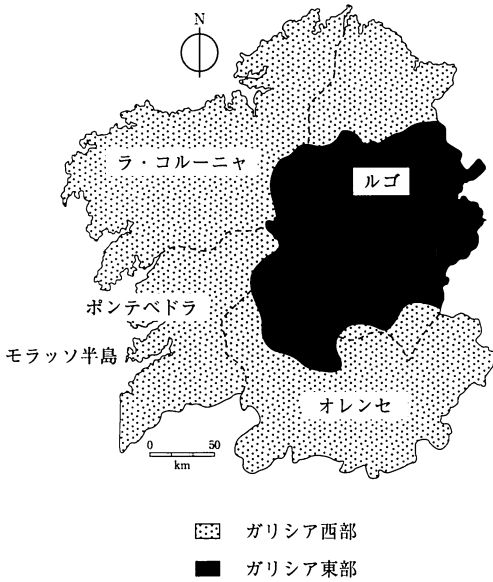
## (6) ガリシア

半島北西端のこの「最果ての地」は川がきわめて多く、大西洋の湿った風を受けて谷間ごとに耕作が進み、ほぼ全域に小村落が幾千も散らばる。<sup>(52)</sup> 温度・降雨量に大差はない。9世紀にノルマン人の度重なる襲来を受けて、それまで優勢だった核家族が大家族化した<sup>(53)</sup>が、入植活動とカスティージャ王国の行政・司法整備によって、中世盛期にふたたび核家族化する(Fernández Cortijo, 1982: 238)。他の半島域・西欧域に先駆けてはや9、10世紀交から農民が父称姓を用いはじめ、11世紀には農民の3分の1に広まったことによっても核家族化が裏づけられる。しかし12世紀に国王から領地を下賜されたシトー派修道院は12、13世紀交以降、不分割相続と高い地代を特徴とする永代借地契約を領民と結んでいく。他方、世俗領主所領では均分相続によって保有地の細分化が進行したため、生産性の低下を懸念する領主が中世末、ことに15世紀後半から農民の相続人を次第に1人に制限していった。<sup>(54)</sup><sup>(55)</sup> かくして当地方のほとんどを占有する聖俗領主制下で一子相続が広まってい

った。中世末には均分相続を基本とするカスティーリャ法が適用されたが、領主の意向に影響するものではなかった。18世紀後半、ガリシア全土の54%が世俗所領、33%が聖界所領<sup>(56)</sup>であった。18世紀末、土地所有農は1.9%のみで、借地農が63.3%を占めた（日雇い農34.6%）（Nadal, 1984: 102）。

当地方の近世における人口動向の特徴は一時期をのぞき、人口が増大しつづけたことである。17世紀には半島内陸部における人口減少（平均16.6%）とは逆に、アストゥリアスとともに人口が急増した（100年間で74.8%）。16世紀にはじまった集約農業への移行が1620年代末のトウモロコシの導入によって強化されて生産性が向上し、経営の細分化が可能になったからである。<sup>(57)</sup>そのため同世紀後半には超マイクロフンディオ化が加速した。すでに16世紀（1530～90年）における88%の人口増加によって、世紀末に一時的には25,000～30,000人（人口の5～6%）の季節移民を出していたが、この17世紀のさらなる人口増は新たな移民の波をおこし、同世紀末以降、出稼ぎ・移民というガリシア特有の人口動態を決定的に常態化させた。くわえて、16、17世紀における借地契約の短縮（永代から国王3治世へ）および小片借地農の追い出し（Alvar, 1996: 60）といった領主の施策も移民の増大を助長した。日雇いの日当は需要供給の原則にそって国内最低（19世紀半ば4レアルで、最高地域の半額）であった（Nadal, 1984: 182）。18世紀後半のジャガイモの導入は、人口増加にさらに拍車をかける。16世紀末から18世紀半ばまでの150年間に人口密度は1.5～5倍の約50～120人/km<sup>2</sup>となった。1787年時点の男性率と女の結婚率は半島において最低の91.7と0.524である。16-40歳に限れば男性率は1787年の87が1860年には73へと低下し、移民の増加を裏付ける。<sup>(58)</sup>

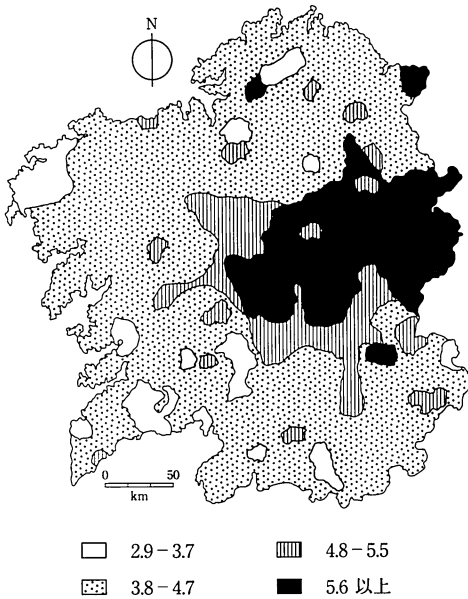
こうした状況下、相反する相続制の両極のあいだで多様な相続慣行がみられたことが、教区簿冊、遺言状、公証人史料などに依拠する近年の研究によって次第にあきらかになっている。さらにガリシア全域を網羅する唯一の史料、エンセナーダのセンサス（1752年）史料を各県からほぼ同数抽出した309カ所（8%相当）の数値にもとづいたドゥベルト＝ガルシアの研究（1992）を合わせることによって、まだ粒子は粗いながらも全体像を捉えられるまでになってきた。それによれば、2つに大別できる。中央東部と西部<sup>(59)</sup>である（地図7）。



地図7 ガリシア地方：世帯構造の地理的二分図（18世紀半ば）

出典：I. Dubert García, *Historia de la familia en Galicia durante la época moderna, 1550-1830 (Estructura, Modelos hereditarios y Conflictividad)*, A Coruña, 1992, p. 107.

\* 県（地方）境を追加。



地図8 ガリシア地方の世帯規模（18世紀半ば）

出典：I. Dubert García, *Historia de la familia en Galicia durante la época moderna, 1550-1830 (Estructura, Modelos hereditarios y Conflictividad)*, A Coruña, 1992, p. 87.

表 ルゴにおける世帯主の年齢による世帯規模 (1750年)

世帯主の年齢	世帯割合%	世帯人数	人数指標/世帯
29歳未満	9.3	5.1	100
30～39歳	20.1	5.6	110
40～49歳	27.4	6.14	120
50～59歳	22	6.3	124
60歳以上	21.2	6.3	124
合計・平均	100	5.99	

出典：P. Saavedra, *La vida cotidiana en el Galicia del Antiguo Régimen*, Barcelona, 1994, p. 169.

### a. 中央東部地方

標高 500 メートルのルゴ高原<sup>ムセグ</sup>にあり、粗放農牧業・焼畑農業が家族で営まれ、100 世帯未満の小共同体が 97% を占める。人口密度は相対的に低く (30 人/km<sup>2</sup>)、平方キロ当たりの農場数もガリシア最少 (5 個以下) <sup>(60)</sup> である。人手を多く要するその経済活動によって、男の役割が優越する。子どもも経済的価値を有しており、世帯あたり 2.13 人、夫婦あたり 2.50 人と、ガリシアで一番多い。同様に、世帯規模は地域平均 5.12 人で、5～7 人世帯が人口の 54% を占める <sup>(61)</sup> (地図 8)。この地域の理想は不分割相続であり、父系的に相続される。それはまた、共同体自体が山の木の用益権者が増えないよう優遇相続を志向したためでもある。複合世帯は 32.1% (拡大 18.5%、複核 13.6%) で、ルゴのみでは 56% (拡大 20%、複核 33%) に達した。ここでの核家族世帯はすべて複合世帯における家族周期の一段階にすぎない (Dubert, 1992: 87, 103, 108-112; Saavedra, 1992: 168, 210)。

通常、親が嫁資を勘案して決めた女性と結婚することを条件に長男が優遇され、両親の財産の 3 分の 2 を相続する (残り 3 分の 1 を非相続人間で分割)。被優遇者は家産の法的所有者となり、両親は生涯用益権者の立場になる。ただし結婚時に家長権を長男に移譲するケースは少なく (5 分の 1)、たいていは両親が終生保持する。世帯の半分は 5 人以上である。年齢階層による世帯規模の変化 (表) において家長が 50 歳以降、世帯は最大規模 (6.3 人) を維持する (Saavedra, 1994: 160, 169)。こうした世帯で跡継ぎは高圧的な父親に耐え忍んで服従し、嫁は強い姑に苦しむことが多い。 <sup>(62)</sup> 女は二義的存在で、戸主は少ない (14.8%)。非相続人はわずかな相続分与のため、男女とも若年

から短期移民するが、ガリシアの他地域ほど多くなく、生家に一生留まることが多い。地元での経済的自立が困難なため男女とも生涯独身が多く、結婚率はガリシアでもっとも低い(1860年16歳以上の男女各0.534、0.506)。ルゴでは1787年から1860年に男性率が16~25歳で90から77、26~40歳で92から84へと低下した。ジャガイモによる生産性の向上が限界に達し、それを超える人口増が移民の増加をもたらしたのであろう。相続人の結婚は比較的早く、初婚年齢はルゴで男24.34歳、女は若干遅い24.47歳である(Saavedra, 1994: 161, 172, 218)。娘は婚出に際し多少の嫁資をもらい、法定遺留分を辞退する。

## b. 西部

中央東部以外の西部地域ではミニフンディオで集約農業が営まれる。複合世帯22.1%にたいし、核家族は3分の2を占めるが、内陸に向かうにつれて減少する。子ども数は世帯で1.87人、夫婦で2.17人と中央東部より少なく、世帯も4.1人である(地図8)。中央東部と異なり、女戸主は5軒に1軒(20.7%)と多い(Dubert, 1992: 112-114)。おおむねこうした特長を有する西部ではあるが、その内部をさらに、ガリシア沿岸部(ポンテベドラ)とラ・コルーニャ県南西部、それに南部内陸部(典型はオレンセ中央部)に二分できる。後者では複合家族が25%占めるものの、財産は世代毎に分割されるべきとする支配的な心性のもとで、子ども全員に土地を均分する核家族世帯が優勢である(3分の2)。本稿では前者のうち、ポンテベドラ県の西部沿岸部を取り上げてみよう。

南部内陸部をのぞく西部域全体の際立った特徴として、他地域を上回る大量の男性移民と末娘への優遇相続が挙げられる。とりわけこの特徴が顕著である、西部のモラッソ半島(ポンテベドラ)の半数、8教区についてエンセナーダ台帳(1752年。ポンテベドラ古文書館所蔵)を分析した研究(Rodríguez Ferreiro, 1984: 439-440)によれば、2世代世帯が優勢であり、3.83人の世帯規模は「核スペイン」とほとんど変わらない(地図8)。しかし、同世紀末におけるガリシアの平均寿命が30.8歳(Dópico, et al., 1990: 609)にもかかわらず、3世代世帯だけでも14.7%にのぼることからすると、家族類型の分析をしていないため数値は不明であるが、「遺伝的」直系家族が多かったことはあきらかである。同時に、そうした世帯は強い母系傾向を示

した。親と同居する既婚子中、息子 52 人にたいし娘（通常は末娘）は 142 人で、4 分の 3 近くを占める。また 18 世紀の遺言状 174 通にある優遇相続 100 件のうち、42 件は末娘を優遇対象とする（長男 11 件、末弟 4 件）。この娘への優遇相続は、娘を家に置きたがる母親の心情や、親世代の最大の問題である老後を気心のしれた娘に託したい気持ち、それに夫より妻のほうがうまく家産を管理できるというガリシア人の心性の現れである。またこうした理由にもまして、男が移民や漁業で長期間家を留守にするため、家政が実質的に女手に託されているという現実にもよる。なるほど、沿岸部の出稼ぎ中、既婚者は 40%以上を占めた（Poska, 2005: 28, 31, 140）。

この移民の多さは当地方の農業とかがわる。17 世紀後半のトゥモロコシの導入によってミニフンディオ化がさらに進行して平均耕地は 1.1 ヘクタールとなり、翌 18 世紀には 0.6 ヘクタールにまで減少する。そのため、18 世紀初頭の農業危機はこの沿岸部からの移民を増大させた。ことに 60 年代末の大農業危機以降はカディス（アンダルシア）からではなくガリシアの港から直接アメリカに渡れるようになったことも、移民の増加を助長した（Rodríguez Galdo, 1993: 27）。地代受領者に徹する領主のもとでは農村工業は育ちようがなく、労働力のたえざる大量流出（年 6,000 人、1787 年以降は 10,000 人）によって、イギリスや少し後のカタルーニャのように、余剰エネルギーを地元の工業化に向かわせることができなかつたことは研究者の一致する見解である（Lisón, 1990: 274）。西部域全体の男性率は 1860 年で 16~40 歳が 79 であるが、なかでもポンテベドラ県では著しい移民が全年齢層に及んだ（16~25・26~40・41~50 歳・それ以上の年齢階梯での男性率は各 63・64・67・73）。とりわけモラッソではすでに 1787 年の労働年齢層での男性率が 65.8 だったので（Fernández Cortijo, 1997: 272）、農地の細分化がもはや不可能となって貧困が進んだ 19 世紀には県平均以上に、いっそう低下したはずである。

当地方の女相続のばあい、カタルーニャ（注 11 参照）とは異なり、婿は結婚に際して資本を一切持参しないので、互酬にもとづく社会にあって、家の中でいわば一定の特権をもつ使用人のような低い地位に置かれる。その危うい地位あるいは男の威厳を傷つける精神的虐待ゆえに、また現金をもたらずことによって義父母に一目置かれる存在になるために、出稼ぎに出るという側面もあった。万一出稼ぎ先でうまく稼ぐことができなかつたら、妻や子



どもにまで卑下される家に戻ろうとは思わない。<sup>(66)</sup>

この大量の男移民による結婚市場の著しい不均衡のために婚姻率は低く、男が女より早く結婚する（各24.6歳、25.5歳）。生涯独身は男5%にたいし、女は23.4%にもなった（Fernández Cortijo, 1997: 272）。この限定的かつ遅い女の結婚、さらには夫の出稼ぎによる長い空白期間によって出生率が低く抑えられた。それゆえエイラス＝ロエルは、人口増加率ゼロの一番「進化した」人口構造と評す（Eiras, 1990: 51）。それは他方で大量の未婚の母を生み出したが、そこには老後を頼る者の確保という意味合いもあったという<sup>(67)</sup>。ガリシアでは未婚の母はなんら不名誉ではない。南フランスのように未婚の母やその子が社会の偏見にさらされることはなく、家庭にも社会にも受け入れられた（Poska, 2005: 102-106）。こうした心性はバスク、アストゥリアス、ガリシアに共通し、「核スペイン」に横溢していた貞潔性を強調する名誉観念（芝<sup>※</sup>, 2001: 6、7章；Shiba, 2003）と著しい対照をなす。優遇を受けた末娘が、老親の介護に埋没して結婚しないばあいも少なくないので、末娘の選択は家の存続の可能性を減らす危険性を孕んでいる。にもかかわらず、むしろ非婚の娘が望まれもした（Dubert, 1992: 258；Poska, 2005: 79）。とすれば、当地域の優遇相続は家産の保全より老後保障の期待を優先するものであったといえる。非優遇の娘にはカステイーリャ法にもとづく法定遺留分にくわえ、婚出時に嫁資が与えられる。嫁入り道具（衣類・寝具・テーブルウェア）、家畜、現金少々、それに小農地何片かもよく追加された（Rodríguez Ferreiro, 1984: 448）。貧農ほど娘に土地を与えるのは、男の労働力を引き寄せるという結婚における根本的の局面を表すという（Burgière, 1988b: 81）。他方、息子はみずから道を切り拓くものとされ、分与されるのは法定遺留分のみである。そのため、若年層で2人にひとりが短期・長期の出稼ぎに出た。また、出稼ぎの大多数は中流農民であったとの指摘もある。若者にとっていわば一種の通過儀礼で、出稼ぎから帰ってはじめて「一人前の男」とみなされる（Poska, 2005: 28, 31）。

世帯においては家長夫婦が家産の終身管理者であり、その命令に家族全員が従う。優遇を宣告された子どもも盲従を怠れば、遺言内容が変更されかねない。生前に家長権を譲ることはめったになく、農作業する体力がなくなっても命令・監督し、家政管理に執着する。1752年台帳によれば、同居する婿か息子に家長権を譲っているのは、194件中わずか15件であり、病気な

どのやむをえないばあいに限られたという。カタルーニャなどとは異なり、当地方では家長権を母親（女家長）<sup>ベトルシア</sup>も共有していたので、夫の死後は寡婦が戸主となる。寡婦はあまり抵抗感なく婿・息子に譲渡したともされ、<sup>(68)</sup>また嫁が寡婦となれば家長権を長子に譲るという慣習もあったが、女相続が多かった当地域では家長権を保持する寡婦は少なくなかった（Saavedra, 1994: 206）。優遇相続は資源の限られた社会にあってもっとも弱い者を保護するメカニズムとされる（Rodríguez Ferreiro, 1984: 445）が、本来他人である婿に家長権を譲渡すれば老後保障が失われるかもしれないという不安が家長権に執着させたのかもしれない。

娘優遇が多いとはいえ、当地は均分を相続の基本精神とするため、家産を均分して子ども全員が平等に老親の扶養をするケースもある。親とは同居せずに、家と一番近い野菜畑を親にとっておき、食糧・衣服・靴・薪などの生活必需品を子どもみんなで供給する。あるいは、寡婦が子どもの家を1年ごとに回って住み、動けなくなったら一人の子の家に定住し、ほかの子は食糧・衣服などを供給する義務を負うというパターンもある（Rodríguez Ferreiro, 1984: 450-451）。この平等主義はまた、家産共有制<sup>コンパニア・ファミリアル<sup>(69)</sup></sup>としても現れた。前述の遺言状の37%がこれに言及する。

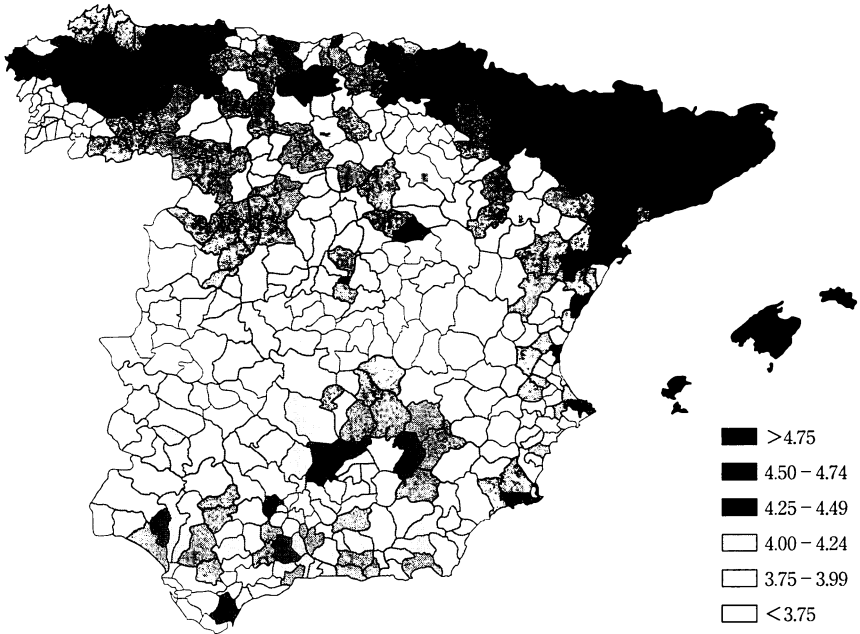
以上の特色ある2地域の家族・相続のあり方をみる限り、大方のガリシアは均分と不分割のふたつの規範のもとにあつて、優遇相続をさまざまな度合いで実践していたといえる。とりわけ西部においては優遇相続の狙いは家産の保全というより、老後の介護・扶養の保証の意味合いが強い。

### 3 通底する形成要因：結論にかえて

伝統スペイン家族の特徴は、地理上「核スペイン」・「直系スペイン」に大別され、かつ何世紀にもわたっておのおのの特質が持続されたことにある。この「直系スペイン」という地理に潜む家族・相続システムの、いまだ未解決の形成要因を知るためには、家族を取りまく諸変数の相互関係を解きほぐさなければならない。チャコンが述べるように、家族史とはとどのつまり、ある地域・時代における支配的な社会的エコシステムの構造をとらえることにほかならず、家族をめぐる一連の要素を関連づけ、家族と社会とのかかわりを分析することである。家族の形態には必然性があり（1990: 33; 2004:

11)、それ自体が社会の構造の表出にほかならない (Burgière, 1988 b: 96)。こうした視点に立って、北部6地域、とりわけカタルーニャ、ナバラ・バスク、ガリシアの伝統家族における相続と家族形態の局面を、それぞれの人口・経済・社会・文化・精神的要素に、不十分ながら文脈づけてみた。コンパクトに詰まった歴史的重層性が示唆したように、厳格な一子(長男・長子・末子・末娘)相続、均分相続、この両極間の多様な優遇相続、居住形態は夫方居住から妻方居住、生家居住まで、家長権の移譲は相続人の結婚時から親の最期まで、家産継承者は嫡出子から養子・婚外子まで、結婚時期は晩婚から早婚まで、女性観は二義的存在から有能な家政管理者まで、余剰労働力の排出世帯と吸引世帯など、家族のあり方は多様をきわめる。にもかかわらず、なぜ「核スペイン」に対置するものとして、ひと括りに「直系スペイン」と称せられてきたのか、その理由を直系家族形成の要因を考えながら探り、かつその妥当性も考えてみたい。

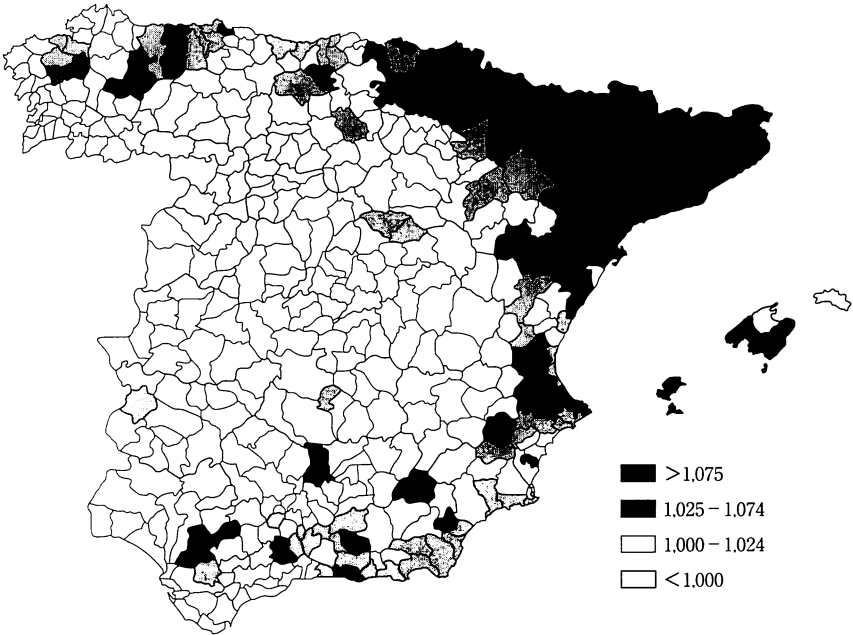
社会人類学者リソン=トロサーナによれば(1991 b: 13-15)、半島北部はその多様性、相違性にもかかわらず、同質の環境をもち、「家」という、すぐれて北部固有の制度を共有する。ガリシアのカサから、アストゥリアスのカセリア、カンタブリアのカソナ、バスクのカセリオ、アラゴンのパルディナ、カタルーニャのマソスまで、「家」という文化軸が貫いている。山地の牧畜業生活、石造りの家、高床式穀物倉庫、山の利用、特徴的な家屋、これらはガリシアからジローナ(旧カタルーニャ)まで一貫しており、これらが古くから同質の生活をこの地域にもたらしてきたという。この見解はあたかも、同じ地勢・同じ気候・同じ植生・同じ色彩、つまり同じ生活リズムが人びとに同じ心性をもたらしたという地中海地域についてのブローデル見解とみごとに相似する。たしかに、大いなる多様性の存在やパークナー/クンケルの忠告(特定の家族型をある地域に当てはめることには大きな留保が必要)に抗しても、半島のなかで不分割相続・優遇相続が一定の広がりをもつ「地域」として存在したのは、北部を措いてはないといえる。世帯人数はかならずしも世帯構造と相関するものではないが、<sup>(70)</sup>1860年センサスにもとづく世帯人数4.75人以上の地域とそれを縁取る4.50~4.74人地域(地図9)は半島北部に集中する。典型的には4人以下の「核スペイン」世帯との差は歴然としており、世帯の複合性を示唆する。さらに、世帯あたりの既婚女性と寡婦数1.075人以上は直系家族を示す(Mikelarena, 1992: 22)が、その地域は



地図9 世帯規模 (1860年)

出典：F. Mikelarena Peña, “Las estructuras familiares en la España tradicional: geografía y análisis a partir del Censo de 1860”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 10-3, 1992, p. 24.

北部の東半分地域にかたまっており (地図10)、おおむね不分割相続地帯にあたる。また、成人数2.6人以上 (地図11) の地域にあらたに加わる西部諸地域は、優遇相続による直系家族地域にほぼ該当する。地図10では既婚者の多い東部、地図11では未婚者の多い西部という、家族類型をこえた世帯の特徴が可視化される。この東西域の異なる現われ方は、18世紀のセンサスにもとづいてリスボン～ログローニョ (とその延長) 線で北部域を東西に分け、東部は父系的直系家族と女の早婚、西部 (ガリシア～バスク) は低結婚率・女相続人の可能性・緩和された出生率と死亡率が特徴とした、ローランド説 (半島全体では3分割) にほぼ対応する (Rowland, 1988: 72-137)。ミケラレーナ作成の地図9～11から、こうした内的特徴とともに立ち現れる北部域の直系家族は、1960年代後半の実地調査にもとづいてリソン＝トロサーナが作成した優遇相続の優勢地域地図 (地図12) によってもその核心部分が再確認される。ほとんどの地域の南部に均分相続・核家族地域が存在した

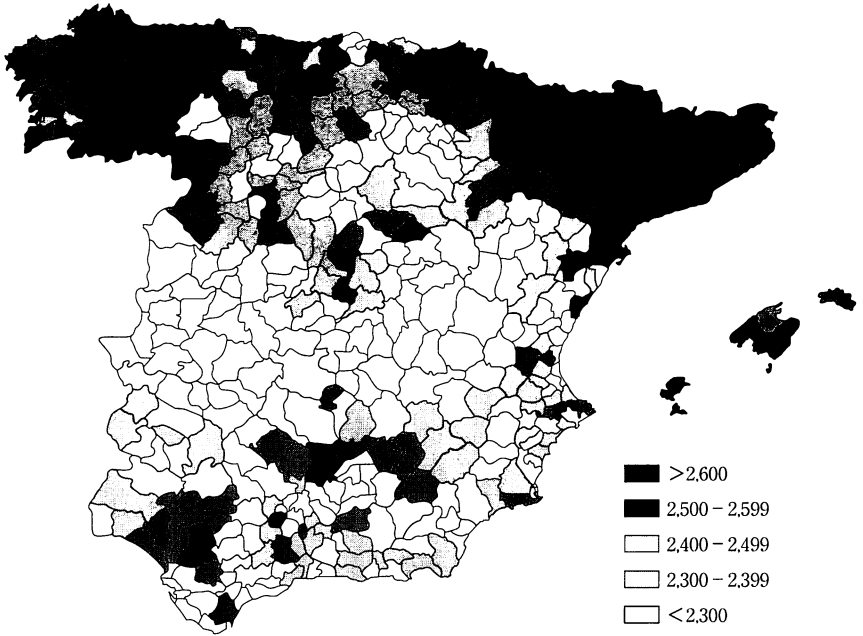


地図 10 世帯あたりの既婚女性と寡婦数 (1860 年)

出典：F. Mikelarena Peña, “Las estructuras familiares en la España tradicional: geografía y análisis a partir del Censo de 1860”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 10-3, 1992, p. 25.

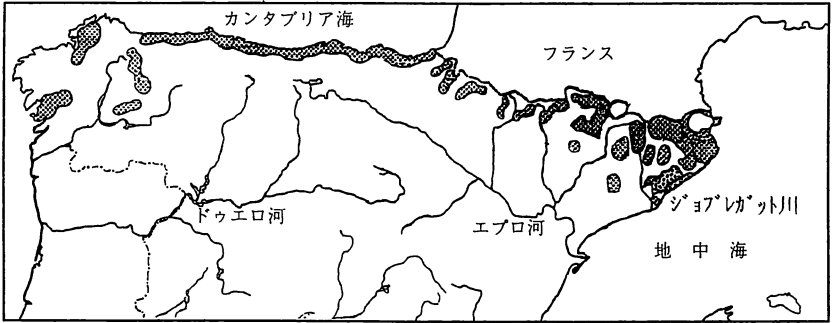
にせよ、北部域に不分割相続・優遇相続が「地域として存在した」ことは疑いえない。とすれば、可視的・地理的把握としての「直系スペイン」という分類は十分根拠をもっているといえる。スペイン家族の一般的把握法として、実情により近い 4 分法（不分割相続の直系家族・優遇相続の直系家族・均分相続の核家族・優遇相続の核家族）が提唱されてはいる（Contreras, 1991: 354）が、優遇相続の核家族を「地域として」地図上に表記することはできない。そこでの均分・優遇相続は同一地域社会での社会経済的差異にもとづいている。<sup>(71)</sup>

「直系スペイン」の成り立ちについては、歴史のある時点で直系家族が支配的な形として現れたというトッドの指摘（2001: 169-170）どおり、半島北部の「伝統的」直系家族のばあい、その源を中世盛期にもち、中近世交、とところによっては近世初期に確立したことが各地方の様相から判明した。したがって「直系スペイン」の由来を理解するためには、人類学特有の包括的見解に歴史的視点を加えて、比較家族史の方法論に翻案する必要がある。なぜ<sup>(72)</sup>



地図 11 世帯あたりの成人数 (1860 年)

出典：F. Mikelarena Peña, "Las estructuras familiares en la España tradicional: geografía y análisis a partir del Censo de 1860", *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 10-3, 1992, p. 28.



地図 12 イベリア半島における優遇相続の集中地域

出典：C. Lisón Tolosana, *Ensayos de Antropología Social*, Madrid, 1973, s. p より作成。

ある時期の一定地域に広く不分割・優遇相続がおこなわれるようになり、直系家族が形成されるにいたったのか、つまり住民個々の社会経済的事情を越えて、地域全体におよぼした影響は何であったのか、それを知ることが「直系スペイン」の謎を解くことに連なる。冒頭に引用した諸説を手がかりに、各地方でみた諸要因を再考してみよう。

直系家族形成の第一要因はやはり歴史エコ類型であろう。北部はカンタブリア山系とピレネー山脈に抱かれ、谷間で牧畜業を主体とする農牧業が営まれてきた。人手を必要とする牧畜業は必然的に大家族世帯を形成させたが、中世末以降、ことに中近世交において、夫婦家族の大家族からの解放や人口増加による集落周辺部への人口排出などの現象を介して直系家族が出現した。半島北部のエコロジーはこうした時代の変化を受け止め、直系家族の形成を育んだのである。牧畜経済と散住を直系形成要因とするビュルギエール説(1988 a: 52)は、とりわけガリシア中央東部、リエバナ、バスク北東部、ナバラに該当しよう。山地というエコロジーはまた第二要因として、ダグラス(1988 a: 3-4)とフラケル(1984: 258)が指摘するように、大土地の形成を困難とし、灌漑施設の構築を不要とする適度な湿度によって、小土地保有・所有による家族経営の自給自足的混合農業を促した。そこにおいて農地の細分化を回避するために不分割相続が採用され(Berkner et al., 1978: 222)、その結果、直系構造がもたらされた。北部地域のおおかたにこの要因は該当しよう。北部が半島の他地方にくらべて土地所有・保有率が高かったことも、細分化への危惧が一子相続・直系家族の実践につながる割合を大きくした。この自給自足経済単位の保全という側面は、一部にせよ市場農牧産品を産する社会における「後進的ポケット」地域というヴァードン説(1979: 97)もある程度有効であろう。ほとんどの地域はカセリオに代表される自給自足農場を生産・消費単位としていたからである。<sup>(73)</sup>

第三の要因として、北部地域が近世を通じて経験した人口増加が挙げられる。近世スペインの特徴として、ことに17世紀以降、半島内陸部の人口減少とは逆に、半島周縁部、ことにガリシア、アストゥリアス、バスク、カタルーニャは人口を著しく増加させた。<sup>(74)</sup>資源と人口のバランスが崩れたという意味において、ヴォルフが主張し、ゴールドシュミットらが証明した土地不足と不分割相続との相関性(Goldschmidt et. al., 1971: 1063-1065)は、全体的に低人口密度のピレネー域をのぞき、バスク以西の諸地方に該当しよう。

新しい土地取得の可能性の大小・有無が相続と家族構造を条件づけるひとつの要因である (Alvarez, 2003: 20-21) ならば、土地不足要因は資源を越えて増えつづける人口のひとつの抑制手段として直系家族形態を強化したといえる。

第四に、バークナー/メンデルズが指摘する (1978: 212)、領主の強力な支配とエンフィテウシス要因はことに中世カタルーニャと北西部 (ガリシア、アストゥリアス) に該当する。前者はフランク王国辺境領に組み込まれ、旧カタルーニャを中心として 15 世紀後半まで封建的領主勢力下に置かれた。一方、近世スペインのまさしく胚にはかならない北部の西部域は西ゴート貴族の逗留地であり、また中世盛期以降、とりわけガリシアはキリスト教勢力の本拠地となった。これら聖俗支配階層が社会組織のみならず土地もほとんどを占有し、領民の相続を規制することによって直系家族形成に強力な影響力を及ぼしたことは疑いない。ただし、国王を領主に戴くバスクにはこの領主支配権の要因は当たらない。ここでは他の西欧に類をみないメカニズムが働いた。エリート・イダルゴ集団が家産と結びついたりネージの永続・バスク性 (バスク語も含む) という文化規範を創り出し、それが中小農民にまで広がって地域の直系家族伝統となったからである。ナバラにも部分的にこの文化的要因が当てはまる。これらの地で直系家族形成の動因となった「万人イダルゴ制」<sup>(75)</sup> はいかにもスペイン的要因である。

第五の要因としては、北部の大半を占める小農・貧農の生計に不可欠な資源であった共有地の用益権者の制限である。コマス・ダルジュミールがヨーロッパとピレネーの直系世帯形成要因として指摘するように (1991: 141)、用益世帯数の一定化という共同体の基本方針は北部諸地方に共通する要因である。北部の共有地は広大である<sup>(76)</sup>が、山 (放牧・木材など) の利用はともかく、耕地は山地ゆえに限られており、毎年割り振られる面積の減少につながる世帯数の増加は極力抑えなければならない。用益条件は通常、居住地での土地所有であり、一定以上の地片があれば、平等精神に則って用益が認められた。ただし、共有地がとりわけ広くかつ人口密度の低いアラゴンやフォロ農民などの借地農がほとんどのガリシアでは生活実態によって用益が可能となったこと、およびこの制限は「核スペイン」にも存在した (たとえば、セゴビアの「フェトシン」) ことからすれば、直系世帯の促進要因であっても、かならずしも絶対要因ではないかもしれない。



第六には、一子相続要因としてグディが指摘する老後保障が挙げられる。中世盛期、ところによっては中世末以降の大家族から小家族への変容という一般的な歴史的動向において、大家族では問題とならない老親の扶養が小家族では死活問題として浮上した。老後をより確実に保証する手立てとして、一子に家産（の相当部分）を託すことが北部の多くの地域で促されたのであろう。そのため、ことにガリシア、カンタブリア沿岸部、バスク、新カタルーニャの一部では、気心の知れた娘（多くは末娘）が相続人に選択されることが多い。この意味で、厳格な長男相続を志向する旧カタルーニャでは老後保障より家産保全の意図の方に重心があったといえよう。北部でも均分精神が強いところでは相続同様、老親の扶養義務も子ども間で均分することもあったが、少数派にとどまる。老後保障は「核スペイン」でも優遇相続の主要因のひとつであり、北部に限る要因ではない。しかし、北部は半島の他地域にくらべ土地所有・保有割合が高かったため、それだけ老後保障が直系家族形成要因として大きく働いたということはできる。とりわけ北部の優遇相続地域では老後扶養が最大の理由であった。ことにトラスミエラやモラッソでは老親の扶養が直系家族を促す、純粋なまでに唯一の要因を成す。

以上のような諸要因が各地方それぞれに複合的に作用して、北部地域全体に直系家族を出現させたということができよう。なかでも、北部全域におおむね共通するものとして、山地がもたらす歴史エコ類型、および、貴族と教会の拠点であったという歴史的要因が決定的であった。これらの要因によって、おもに中世末から近世にかけて確立していった直系家族制は、近世をとおして資源をはるかに超えて増加しつづける人口をまえに、ことに西半分の地域では最低限の生活単位としての農地保全を図り、人口と資源のバランスを取り戻そうとする強い社会的意思として、また、イダルゴ居住地域および東半分の人口希薄地域では家産保全が文化的価値観に昇華し、その慣性（Burgièrre, 1988 a: 33）のもとで、近世・近代を通じて長期間持続したのである。たしかに、「直系スペイン」の出現を唯一の要因に帰することはむずかしい。しかし、民族文化的モデルもある時期の日常生活の具体的経験から形成されたものであるとして、フェレールがミケラレーナの民族文化的要因を最大とする説を否定する（1992: 13）ように、そのほかの要因を過小評価することには無理がある。冒頭で述べた文化的・民族学的多様性・重層性を凌駕して、リソソが指摘する一貫した生活様式をもたらしたのは、むしろ北

部に共通するエコ要因・歴史的要因・人口動態要因、それらから派生する社会経済的要因の方であった。それゆえ、これらの要因の方がより強力に作用して、一定の広さを有する「地域」に直系家族をもたらしたといえる。「地域として」直系家族が存在したことこそが「直系スペイン」の鍵なのである。

注(字数節約のため、判別可能なばあいは著者の第一姓のみを記載。本文中の注も同様。)

- (1) ただし半島中央のトレドを拠点とする西ゴート族は北部には居住せず、その影響は希薄か皆無だったこと、王国崩壊後の中世前期に北部で用いられていた西ゴート法は逆に広範な遺留分(5分の4)と均分相続を規定していることからすれば、この説の有効性は二重に薄れる。
- (2) 「相続慣行と家族史構造、人口モデルとの関係について原史料にもとづいた研究はほとんどない」(Dubert, 1992: 253)。
- (3) バブレはかつてレオン、一部カスティーリヤでも話されたが、カスティーリヤ語が公用語になったため、現在はアストゥリアスと一部レオンに限られる。カスティーリヤ語の源はケルトのアクセントで話されるラテン語とされる。
- (4) ウルジェイ教会の記録からの推定では近隣278小教区で20人/km<sup>2</sup>(ジンマーマン、2006: 23)。
- (5) ドイツ同様、カタルーニャに中流農民が多かったことが反領主闘争を可能にした。日雇い農・貧農が大半の半島他地域で反領主闘争がほとんど起きえなかった状況と対照的である。そこでは「農民は羊で、オオカミは貴族だった」(Ruiz, 1998: 69)。
- (6) 「悪待遇法」に類する、レメンサ・無遺言税・無子税などの一連の抑圧税。
- (7) 「リエラ家のエレウ」「リベラ家女相続人」<sup>フビージャ</sup>「ラ・サラ家のオジ」など(Barrera, 1990: 190)。
- (8) Domínguez, 1976: 75。バスク、ガリシアは20人以上。18世紀初頭でも14人(Torres, 1990: 196)。
- (9) ことに1490~1620年間の流入は著しく、16世紀後半カタルーニャの男の5人に1人はフランス人であった(Simón, 1987: 83)。
- (10) バルセローナの1教区では1575~1625年に結婚した新郎の23.1%はフランス人であった(Nadal, 1984: 70)。
- (11) “exovar”と称される持参金をフビージャに贈与する(García Cárcel, 1985: 197)。
- (12) Poska, 2005: 238。子どもの母親姓への変更は19世紀までよくあった

- (Barrera, 1990: 247)。あるいは、婿の姓をマンソの名に変更して連続性を強調することも少なくなかった (To, 2002: 153)。
- (13) この戦略は 20 世紀においてもみられる。グルブ市 (旧カタルーニャ) 236 家族中 1910~40 年に結婚した夫婦の 5% が採用した (Barrera, 1990: 66)。
- (14) 4 分の 1 規定は 1585 年のコルテスでさらに強化された (García Cárcel, 1985: 199)。ローマは早期 (十二表法時代) からの伝統を受け継ぎ、遺言相続が原則で、無遺言相続は例外的・補充的適用に留まっていた。共和制後半には遺言をしない者はほとんどなかったといわれる。ユスティニアヌス帝は「慈悲深き法定遺留分」を設けて遺言の自由によって一定の制限を課したが、古来からの遺言原則自体は保持した (佐藤, 1969: 110-118; 船田, 1965: 259-262; Lanza, 1988: 177)。この遺言原則もあって、ローマの家長は家人に絶対的支配権を行使した。
- (15) 旧カタルーニャの 3 地域の史料 (1553 年) によれば、10% 強の世帯は息子を宗教界に出していた (Simón, 1987: 79)。
- (16) Ferrer, 1991: 31; Barrera, 1990: 210。20 世紀初頭、エレウの結婚は 75% が 33 歳であり、40 代後半にずれ込む結婚もまれではなかった。親の寿命が延びた分、エレウの結婚が遅くなった。
- (17) マソベルを Barrera は核家族ととらえる (1990: 85) が、Comas はマソベルも直系家族を形成し、ブドウネアブラムシ以前は土地継承がきわめて安定していたとする (1988: 159)。借地が拡大した可能性もあり、核・直系家族の両方のケースが考えられる。
- (18) Comas, 1991: 136-146。18 世紀末の日雇い割合がバスク・ナバラ (27.6%) より多い (42.2%) (Nadal, 1984: 102) ことは、非相続人が地元で社会的に下降した世帯を形成したためであろう。
- (19) テルエル・フエロは王税以外の税をすべて免除し (第 8 項)、モーロの地への通行税も免除した (第 544 項) (Pérez-Prendez, 1991: 43, 749)。
- (20) おもにバスク地方を専門とするスペイン随一の民族学者カロ＝バロハは、直系家族の起源にかかわるル＝プレ説は史・資料の検討というより、単に抜粋にもとづいたものにすぎず、全体としてほとんど一考に値しないと断ずる (1971: 214)。ル＝プレは 1839~56 年にルゴ (ガリシア) とサンタンドール (カンタブリア) で農民家族、サン・セバ스티アン (バスク) で漁民家族を実地調査した。
- (21) アンティグレスは住民集会所が教会の扉口や中庭で開かれたことに由来する「教会前」の意。ただし行政掌握力は脆弱のため、各バリアーダがほとんど独自に集落の物理的・精神的な生活 (農牧業経営・森の共同利用・死

- 者への供養など)を規定 (García Gallo, 1986: 92-97)。
- (22) ナバラ、ビスカヤでは「カセリオ」、ギブスコアでは集落から近いカセリオがバスク語で「エチョンド」「エチャルデ」、遠いカセリオが「バセリ」と呼ばれた (Caro, 1971: 131)。
  - (23) ベスト直後に 39%の世帯 (最大は 63%) が税記録から消え、不完全世帯も増大したことから、人口の 50%に被害が及んだとみられている (Berthe, 1991: 44; Monteano, 2000: 49)。
  - (24) Berthe, 1991: 68-69, 82; Moreno et al., 1997: 113. 1505 年のトロ法以降のマヨラスゴ旋風が及んだのであろう。ナバラは当時、王国人口のわずか 1.6%であり、カスティーリャ語 (スペイン語) の普及や姓名のカスティーリャ化が進んだ。
  - (25) 同地域の諸フエロ (12 世紀後半に時の領主ナバラ王が下賜) を編纂した原初フエロをさらに住民自身が整えていき、13 世紀初頭に領主・カスティーリャ国王が承認したものである (Barrero García, 1989: 224) ので、当時の実情を反映しているとみなせる。
  - (26) 16-18 世紀には約 250 のイダルゴ家族が支配階層を構成した (Borja, 1994: 19)。ナバラ北部・中央部の直系家族地域は 16 世紀末のバスク語圏とほぼ重なる (Mikeralena, 1992: 39)。
  - (27) 小カセリオは 1.4 ヘクタール、最大でも 12 ヘクタール未満 (Cruz, 1997: 17)。ギブスコアとビスカヤの借地農のカセリオは 20 世紀後半で大体 4~6 ヘクタール (Caro, 1971: 134)。
  - (28) 自治会議 (パセ・フォルル) は 1527 年に「非イダルゴは当県に居住できない」旨の「セストラの布告」を發布 (国王も承認) し、以降キリスト教徒住民は全員イダルゴとなる。万人イダルゴ位は 1610 年に公式に認知され、当地方への移民流入の抑制効果も果たした (Borja, 1994: 65; Celaya, 1984: 154; Achón, 2001: 127, 130)。
  - (29) Douglass, 1988 b: 75, 77, 85. 直系家族エトスが文化規範であった、オーストリアのヴァルトヴィエルテルに類似するとされ、日本の「田分け者」にも通じよう。
  - (30) 例外は 14 世紀初頭に登場した 1 件のみ (Ríos, 1984: 281, 286, 288)。
  - (31) パセ・フォルル (注 28 参照) はアラバ (1417 年)、ギブスコア (1473 年) にも下賜され、近世をとおして (1841 年まで) 法的自治権を有した。
  - (32) Ríos, 1984: 278; Borja, 1994: 47-48. もうひとつの新しい点は、子どもの有無にかかわらず、取得財も含め、夫婦に属するものすべてを無条件で共通財産としたことである (Celaya, 1984: 154-159)。
  - (33) ビスカヤでのマヨラスゴ設定により、大量の無産次三男が都市の商手工

- 業や土地収奪に向かった (Ríos, 1984 : 278)。マヨラスゴは慣行としての長男相続とは別物で、1505 年以前にあっては設定に国王の許可を要し、一連の法的義務・権利を有す (芝<sup>キ</sup>、2001、162-163)。
- (34) González et al., 2003 : 82. Del Val は逆に、核家族化傾向にあっても親族の絆が強いことを反映しているという (1984 : 334)。
- (35) バセリア・カセリオの数は 1962 年以降、徐々に減少する (Homobono, 1991 : 85)。
- (36) 今日もバスク地方の法は複雑である。ビスカヤ地域にはカスティーリャ共通法とビスカヤ・フェロ、アラバ地域には大部分 (85%) に共通法、部分的にビスカヤ・フェロとアヤラ・フェロ、ギプスコア全域には共通法が適用されている。ナバラは全財産の完全自由処分権を認める唯一の地域法を有す (1992 年法 134 条)。
- (37) Berthe, 1991 : 69 ; Zabalza, 2004 : 82-83, 95 ; Moreno et al., 1997 : 121. フランス・バスクでは逆に長子相続が男移民の増加によって、ことに 19 世紀後半以降女相続に取って代わられた (Arrizabalsa, 2003 : 31-38)。
- (38) ドイツの一村での数値。22% の子どもしか相続にありつけない (Bernker et al., 1978 : 219)。息子がいない世帯の使用人だった男がその家の娘と結婚し、世帯主となることもあった (Caro, 1973 : 211)。
- (39) この現象はナバラのみで確認される (Erdozáin et al., 2003 : 41-42)。
- (40) Chaunu, 1973 : 88. 1612 年の平均は 3.6 世帯/km<sup>2</sup> (Monteano, 2000 : 65)。
- (41) Casado, 1986 : 85 ; Chaunu, 1973 : 83, 91. 16 世紀末、他地域の人口密度は最大でもバリャドリーの 24.2 人であるが、バスク北東湿潤地域の大半が 39~50 人、一部は 75 人以上に達した (Casado, 1986 : 85)。18 世紀、ギプスコアは 64 人、ビスカヤは 52 人 (Torres, 1990 : 195)。
- (42) 14 世紀の『ドゥランゴ域フェロ』が禁じた非嫡出子への相続 (Del Val, 1984 : 336) が 15 世紀半ばの『旧フェロ』で認められたことは、人口増加にともなう女の生涯独身率の増大、それに付随する非嫡出子の増加を示唆する。17 世紀半ば (1644 年) の抜粋ビスカヤ・フェロも、妾・内縁関係はいまだ許容されている慣行とする (Valverde, 1994 : 55)。
- (43) Valverde, 1994 : 51-55. 諺どおり、非相続人を吸収する一大救済施設としての宗教界の側面が皮肉なかたちで現れている。
- (44) 人類学者 Rivas は数値の根拠を提示しないが、80 年代と考えられる (1991 a : 21)。
- (45) Rivas, 1991 a : 26. 時代によって仕事が変わっても、兼業という形は不変である。今日では工場労働者や観光などにも従事する。

- (46) 18世紀半ばには農民の3分の2に達する (Lanza, 1988: 127)。
- (47) ただし内陸部東のパス谷では移牧を生業とする核家族はほぼ年間を通して移動するため散村。
- (48) 16世紀末イダルゴは当地方人口の75%を占め (Sánchez, 1986: 126)、18世紀のブルボン朝によるイダルゴ削減策にもかかわらず、世紀末に60,000人以上いた。ただし当地方は全体的に貧しいので、イダルゴ位と免税の結びつきはいつしか「支払い不能」のイダルゴ像をもたらした (Fernández Alvarez et al., 1977: 76)。
- (49) しかしセンサスで当地方の直系世帯は複数の核家族と扱われがちであった (Gómez, 1991: 46)。
- (50) Nadal, 1984: 100. ことに19世紀後半の危機時に永久移民として大挙人口を排出したため、非嫡出生率は20世紀半ばには30%にもなった (Gómez, 1991: 48)。
- (51) 17世紀前半には調査費と認定費として200レアル (パン20キロほどの値) 払う必要があったが、1648年にサンティアゴ司教会議は6レアル (スペインの平均的日雇い日当) 以上であってはならないと命じた。半島をとおしてイトコ婚があまりにも多く、認定費として半島からローマに流れる巨額の貨幣に憂慮した国王は1762年に実態調査させた。それによれば、スペイン全土でおよそ1万~1.1万件、9組に1組にものぼった (Poska, 2005: 115; Casey, 1991: 189)。1781年以降、「貧困証言証明書」だけで赦免される (*Navisima Recopilación*, X-II-21) ようになった (Pérez, 1986: 49)。フランスでも1760年以降、四親等の結婚は大目にみられるようになり、赦免は要らなくなった。まさしく分割相続は、近親婚戦略と密接に結びついているのである (Burgièrre, 1988 b: 84, 87)。
- (52) 現在3300余あり、近世からほとんど変わっていない。
- (53) 芝<sup>※</sup>, 2001: 122. 領主にとって、父称は父子関係を把握するのに好都合であった。
- (54) 借地料は収穫高の3~4分の1、時に半分に及び、家畜・家も領主から借りる。法的にフォロから農民が解放されたのはスペインで1926年、ポルトガルで1968年。
- (55) Fernández Cortijo, 1982: 238; Bermejo et al., 1980: 102-103; Pastor, 1987: 8-10. たとえ相続人が2人であっても、一家にたいして1人 (長男) に責任を取らせる習慣を作らせた。
- (56) Saavedra, 1994: 54. 19世紀初頭、80%は教会領という見解もある (Portela et al., 1988: 13)。
- (57) 穀物生産は1745~54年を100とすると、1650~59年71、1670~79年

- 91、1720～29年 119、1780～89年 134 (Saavedra, 1994: 97)。
- (58) Nadal, 1984: 100, 184; Bermejo et al., 1980: 161-164; Fernández Cortijo, 1997: 265; Tilves, 1989: 429; 芝\*, 2003: 238, 288, 305-306; Saavedra, 1994: 218.
- (59) Saavedra もこの二分法と同意見。
- (60) 世帯あたりの農地は4県中最大(2.31ヘクタール)である(Saavedra, 1994: 102)。使用人は0.3人/世帯、その58%が女中であり、実質的にサイクル・サーヴァントはいない(Dubert, 1992: 109-110)。
- (61) Dubert, 1992: 110. ルゴ県では5.26人、ルゴ地域では5.99人、ルゴの14教区史料では5.76人(Saavedra, 1994: 165, 169, 218)。エイラス=ロエルが1787年センサスにもとづく婚姻制限(女の高独身率・晩婚)・出生率・死亡率を指標として挙げた6種の人口抑制型によれば、ルゴの過半とオレンセの4分の1地域(中央東部にほぼ一致)の人口はガリシア全体の14%(Eiras, 1990)。
- (62) Lisón, 1976: 305; Poska, 2005: 131-134; Saavedra, 1994: 209-212. 高プロヴァンスでもほとんどの直系家族で親と不仲であり、家庭内に不和の空気が横溢し、暴力事件も少なからず起きる(Burgière, 1988a: 55)。
- (63) Lisón, 1990: 271. 母親と娘の強い絆ゆえに近居形態を採るアンダルシアとも共通する。
- (64) Poska, 2005: 149. 封建制に根ざす娘排除・長男重視の心性とは対照的である。女相続は文化ともなっており、1960年時点で「息子を家に置くのは家にとって恥」ですらある(*Ibid.*: 124)。
- (65) 通常、耕地、菜園、ブドウ畑、牧草地など、散在する(イオでは平均28カ所)小片農地から成る。ガリシア沿岸部では中規模農地でも2ヘクタール未満がほとんど(Rodríguez Ferreiro, 1984: 443; Pérez García, 1990: 228)。
- (66) Rodríguez Ferriero, 1984: 449. 姑は婿の夜の生活まで制限する(Lisón, 1976: 308)。
- (67) Rodríguez Ferriero, 1984: 445. ガリシアの非嫡出生率は19世紀にさらに増加し、1760～90年4.1%が1861～70年に13.8%になった(Dópico et al., 1990: 604)。
- (68) Rodríguez Ferreiro, 1984: 439, 446. ただし姑がお金を管理しつづけ、婿はいわば姑の召使にすぎないことが多い(Poska, 2005: 130)。
- (69) 家族が協働し、嫁資や出稼ぎの収入などすべては共通財としてプールされる。各人は貢献度にかかわらず対等の権利・義務をもち、収穫・収入は均等に分けられる。両親の死後、家産は均分される。

- (70) たとえば、ビスカヤ西部（エンカルタシオネス）の世帯は5.2人（1860年）と大きいが、核家族が優勢（60～70%）である（González et al., 2003: 70）。
- (71) たとえば、典型的な「核スペイン」のクエンカでは裕福になるほど複合性が高まり、上層における複合家族の割合は10%を上回る（Reher, 1988: 151, 178）。
- (72) フランス南西部は10世紀時点ではまだ直系家族ではなかったとされ、イギリスでも長男一子相続の採用は14、15世紀であるという（Burgièrre, 1988 a: 31）。そうであるならば、半島も他の西欧の動向とおおよそ軌を一にしていたことになる。
- (73) 同じバスクでもフランス・バスクは山間の村も市場と結びついていた（Arrizabalsa, 2003: 40-41）。
- (74) 1591年から1787年の約200年間に先述のバスク・ナバラ（1.81倍）のほか、カタルーニャ、ガリシアの人口は各2.47、2.67倍に増加（Nadal, 1984: 83）。
- (75) 1787年には王国に48万人のイダルゴがいたが、免税特権の見直し・縮減で世紀末には40万になった。北ほど大量で、南にいくほど減少し、アングルシアにはほとんどいない。
- (76) Moreno et al., 1997: 111. 例外的に数値が判明しているギブスコア地方北東のレントリアでは、1808年まで維持された共有地は市領域の84.5%に達した（Cruz, 1997: 15）。
- (77) Goody, 1976: 28. もうひとつの要因として挙げる三圃制は半島ではほとんど皆無。

## 引用文献

- Achón Insausti, J. A. (2001), “La <Casa Guipúzcoa>. Sobre cómo una comunidad territorial llegó a concebirse en términos domésticos durante el Antiguo Régimen”, J. M. Imízcoz (dir.), *Redes familiares y patoronazgo. Aproximación al entramado social del País Vasco y Navarra en el Antiguo Régimen (siglos XV-XIX)*, Zarautz.
- Aguade Nieto, S. (1988), *De la sociedad arcaica a la sociedad campesina en la Asturias medieval*, Madrid.
- Alvarez Borge, I. (2003), *La Plena Edad Media*, Madrid.
- Alvar Ezquerria, A. (1996), *Demografía y sociedad en la España de los Austrias*, Madrid.



- Anes, G. (1988), *Economía y Sociedad en la Asturias del Antiguo Régimen*, Barcelona.
- Arrizabalga, M-P. (2003), “Female Primogeniture in the French Basque Country”, E. Ochiai (ed.), *The Logic of Female Succession : Rethinking Patriarchy and Patrilineality in Global and Historical Perspective*, Kyoto, pp. 31-52.
- Azpizu Elorza, J. A. (1995), *Mujeres vascas. Sumisión y poder : la condición femenina en la Alta Edad Moderna*, San Sebastián.
- Barrera González, A. (1990), *Casa, herencia y familia en la Cataluña rural*, Madrid.
- Barrera González, A. (1991), “Sucesión unipersonal y familia troncal en la ‘Catalunya Vella’ (con algunas reflexiones comparativas)”, C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, pp. 179-204.
- Barrero García, A. M., et al. (1989), *Textos de derecho local español en la Edad Media. Catálogo de fueros y costums municipales*, Madrid.
- Berkner, L. K., and Mendels, F. F. (1978), “Inheritance Systems, Family Structure, and Demographic Patterns in Western Europe, 1700-1800”, Ch. Tilly (ed.), *Historical Studies of Changing Fertility*, Princeton, pp. 209-233.
- Bermejo Cabrera, J. L., et al. (1980), *Historia de Galicia*, Madrid.
- Berthe, M. (1991), *Fams I epidèmies al Camp Navarrès als segles XIV I XV*, Barcelona.
- Bilbao, L. M. (1978), “En torno al problema del poblamiento y la población del País Vasco en la Edad Media”, *Homenaje a Julio Caro Baroja*, Madrid, pp. 131-160.
- Borja de Aguinagaldo, F. (1994), *Guía para la reconstrucción de familias en Guipuzkoa (s. XV-XIX)*, San Sebastián.
- Burgièrre, A. (1988 a), “Una geografía de las formas familiares : 1 : Las mil y una familia de España”, A. Burgièrre (ed.), *Historia de Familia*, Madrid, pp. 27-62.
- Burgièrre, A. (1988 b), “La lógica de las familias”, A. Burgièrre (ed.), *Historia de Familia*, Madrid, pp. 63-96.
- Caro Baroja, J. (1971), *Los Vascos*, Madrid.
- Casado, J. L. (1986), *Cantabria en los siglos XVI y XVII*, Santander.
- Casey, J. (1991), “Familia y sociedad”, J. H. Elliott (ed.), *El mundo*

- hispanico. Civilización e imperio Europa y América pasado y presente*, Barcelona, pp. 185-202.
- Celaya Ibarra, A. (1984), “El sistema familiar y sucesorio de Vizcaya en el marco del derecho medieval”, *Vizcaya en la Edad Media (Congreso de Estudios Históricos)*, Bilbao, pp. 147-163.
- Chacón Jiménez, F. (1990), “Historia de la familia en España durante la Edad Moderna. Notas para una reflexión metodológica”, F. Chacón Jiménez (ed.), *Historia social de la familia en España*, Alicante, pp. 31-46.
- Chacón Jiménez, F. (2004), “Prólogo”, J. M. Imízcoz (ed.), *Casa, familia y sociedad (País Vasco, España y América, siglos XV-XIX)*, Bilbao, pp. 9-11.
- Chaunu, P. (1973), *L'Espange de Charles Quint*, tomo 1, Paris.
- Christian, W. A. Jr. (1989), *Person and God in a Spanish Valley*, Princeton.
- Comas d'Argemir, D. (1988), “Household, Family, and Social Stratification: Inheritance and Labor Strategies in a Catalan Village (Nineteenth and Twentieth Centuries)”, *Journal of Family History*, 13-1, pp. 143-163.
- Comas d'Argemir, D. (1991), “Casa y comunidad en el Alto Aragón: ideales culturales y reproducción social”, *Revista de Antropología Social*, tomo 0, pp. 131-150.
- Contreras, J. (1991), “Los grupos domésticos estrategias de producción y reproducción”, J. Prat (ed.), *Antropología de las Puebas de España*, Madrid, pp. 343-380.
- Cruz Mumdet, J. R. (1997), “Caserío, familia y explotación agrarian en Guipúzcoa: el ejemplo de Rentería (1750-1845)”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 15-1, pp. 13-39.
- Del Val Valdiviello, M. I. (1984), “La solidaridad familiar en Vizcaya en el siglo XV”, *Vizcaya en la Edad Media (Congreso de Estudios Históricos)*, Bilbao, pp. 333-337.
- Devolder, D., et al. (1997), “Aparcería y familia compleja”, F. Chacón Jiménez et al. (eds.), *Familia, Casa y Trabajo. Historia de la Familia. Una nueva perspectiva sobre la sociedad europea* (以下、副題略), Murcia, pp. 497-509.
- Domínguez Ortiz, A. (1976), *La España del Antiguo Régimen*, Madrid.
- Dópico, F., et al. (1990), “Demografía del Censo de Floridablanca. Una

- aproximación”, *Revista de Historia Económica*, Año VIII-3, pp. 591-618.
- Douglass, W. A. (1988 a), “Iberian Family History”, *Journal of Family History*, 13-1, pp. 1-12.
- Douglass, W. A. (1988 b), “The Basque stem family household: myth or reality?”, *Journal of Family History*, 13-1, pp. 75-90.
- Dubert García, I. (1992), *Historia de la familia en Galicia durante la época moderna, 1550-1830 (Estructura, Modelos hereditarios y Conflictividad)*, A Coruña.
- Eiras Roel, A. (1990), “Mecanismos autorreguladores, evolución demográfica y diversificación interregional. El ejemplo de la población de Galicia a finales del siglo XVIII”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 8-2, pp. 51-72.
- Erdozáin, P., y Mikelarena, F. (2003), “La familia troncal en Navarra: fuentes y aspectos a investigar”, C. Fernández Romero et al. (eds.), *Familia y cambio social en Navarra y País Vasco. S. XIII-XX*, Pamplona, pp. 17-44.
- Fernández, J. W. (1988), “Under one roof: household formation and cultural ideals in an Asturian mountain village”, *Journal of Family History*, Vol. 13-1, pp. 123-142.
- Fernández Alvarez, M., et al. (1977), *Historia de Asturias. Edad Moderna I*, Vitoria.
- Fernández Cortijo, C. (1982), “A una misma mesa y mantels: La familia de Tierra de Montes en el S. XVIII”, *Cuadernos de Estudios Gallegos*, n. 98, pp. 237-276.
- Fernández Cortijo, C. (1997), “Emigración estacional, explotación campesina y comportamientos familiares: los canteros de la Galicia sudoccidental (siglo XVIII)”, F. Chacón Jiménez et al. (eds.), *Familia, Casa, y Trabajo (副題略)*, Murcia, pp. 261-274.
- Ferrer i Alòs, Ll. (1991), “Familia, iglesia y matrimonio en el campesinado acomodado catalán (siglos XVIII-XIX)”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 9-1, pp. 27-64.
- Ferrer i Alòs, Ll. (1992), “Estrategias familiares y formas jurídicas de transmisión de la propiedad y el estatus social”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 10-3, pp. 9-14.
- Flaquer, Ll. G. (1984), “Evaluación crítica de las distintas metodologías

- para el estudio de las familias troncales campesinas”, E. Sevilla Guzmán (Coord.), *Sobre agricultores y campesinos. Estudios de sociología rural de España*, Madrid, pp. 251-272.
- 船田享二 (1965)、【ローマ法 第四卷 私法第三分冊 家族・相続】、岩波書店。
- García Cárcel, R. (1985), *Historia de Cataluña. Siglos XVI-XVII. Los caracteres originales de la historia de Cataluña*, Barcelona.
- García Gallo, A. (1986), “El régimen público del Señorío de Vizcaya en la Edad Media”, E. Ikaskuntza et al. (org.), *Vizcaya en la Edad Media (Congreso de Estudios Históricos)*, Bilbao, pp. 83-98.
- García Herrero, M. del C. (1990), *Las mujeres en Zaragoza en el siglo XV*, Vol. I, Zaragoza.
- Goldschmidt, W., y Kunkel, E. J. M. (1971), “The structure of the peasant family”, *American Anthropologist*, t. 73, pp. 1058-1076.
- Gómez Pellón, E. (1991), “Aproximación a estudios antropológicos de Asturias”, C. Lisón Tolosana (ed.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, pp. 31-61.
- González Portilla, M., et al. (2003), “Aportaciones a una relectura dinámica de los modelos familiares (y sociales) del País Vasco (Apuntes para una reflexión desde la perspectiva del último tercio del siglo XIX)”, C. Fernández et al. (eds.), *Familia y cambio social en Navarra y País Vasco, Siglos XIII-XX*, Pamplona, pp. 45-88.
- Goody, J. (1976), “Inheritance, property and Women: some comparative considerations”, J. Goody et al. (eds.), *Family and Inheritance. Rural Society in Western Europe, 1200-1800*, pp. 10-36.
- Homobono, J. I. (1991), “Ambitos culturales, sociabilidad y grupo doméstico en el País Vasco”, C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, pp. 83-114.
- Iglesia Ferreirós, A. (1988), “Individuo y familia. Una historia del derecho privado español”, M. Artola (dir.), *Enciclopedia. Historia de España. I. Economía, sociedad*, Barcelona, pp. 433-536.
- Lanza García, R. (1988), *Población y familia campesina en el Antiguo Régimen (Liébana, siglos XVI-XIX)*, Santander.
- Lisón Tolosana, C. (1973), *Ensayos de Antropología Social*, Madrid.
- Lisón Tolosana, C. (1976), “The ethics of inheritance”, J.G. Perestiany (ed.), *Mediterranean Family Structures*, Cambridge, pp. 305-315.

- Lisón Tolosana, C. (1987), “Estrategias matrimoniales, individuación y ethos lucense”, J. G. Peristiany (comp.), *Dote y matrimonios en los países mediterráneos*, Madrid, pp. 79-106.
- Lisón Tolosana, C. (1990), *Antropología cultural de Galicia*, Madrid.
- Lisón Tolosana, C. (1991 a), *Invitación a la Antropología cultural de España*, Madrid.
- Lisón Tolosana, C. (1991 b), “Antropología de los pueblos del Norte de España : Galicia”, C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, pp. 13-29 (*Revista de Antropología Social*, n. 0, pp. 13-29).
- Livi Bacci, M. (1968), “Fertility and Nuptiality Changes in Spain from the Late 18th to the Early 20th Century”, *Population Studies*, 22, n. 2, pp. 211-234.
- MacClancy, J. (1991), “Navarra”, C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, Madrid, pp. 115-130.
- Mikelarena Peña, F. (1992), “Las estructuras familiares en la España tradicional: geografía y análisis a partir del Censo de 1860”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 10-3, pp. 15-61.
- Mira, J. F., *Vivir y hacer historia. Estudios desde la antropología social*, Barcelona, 1980,
- Monteano Sorbet, P. J. (2000), “La población de Navarra en los siglos XIV, XV y XVI”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 18-1, pp. 29-70.
- Moreno Almárcegui, A., et al. (1997), “Identidad social y espacios en la Navarra pirenaica”, C. Fernández Romero et al. (eds.), *Familia y cambio social en Navarra y País Vasco. S. XIII-XX*, Pamplona, pp. 109-122.
- Nadal, J. (1984), *La población española (Siglos XVI a XX)*, Barcelona.
- Orcastegui Gros, C. (1983), “La mujer aragonesa en la legislación foral de la Edad Media”, *Las mujeres medievales y su ámbito jurídico. Actas de las II Jornadas de Investigación Interdisciplinaria*, Madrid, pp. 115-123.
- Ortega Berruguete, A. R. (1989), “Matrimonio, fecundidad y familia en el País Vasco a fines de la Edad Moderna”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 7-1, pp. 47-74.
- Pastor Togneri, R. (1987), “Relaciones de producción, contratos agrarios y

- estructuras familiares en Castilla y León, siglos XI-XIV”, *Coloquio Hispano-Luso-Italiano de Demografía Histórica*, Barcelona, pp. 2-16.
- Pérez García, J. M. (1990), “Crecimiento agrario y explotaciones campesinas en las Rías Bajas gallegas y en la Huerta de Valencia: un estudio comparativo”, *Obradoiro de Historia Moderna. Homenaje al Prof. Antonio Eiras Roel en el XXV Aniversario de su Cátedra*, Santiago de Compostela, pp. 225-245.
- Pérez Moreda, V. (1980), *Las crisis de mortalidad en la España interior, s. XVI-XIX*, Madrid.
- Pérez Moreda, V. (1986), “Matrimonio y Familia. Algunas consideraciones sobre el modelo matrimonial español en la Edad Moderna”, *Boletín de la Asociación de Demografía Histórica*, 4-1, pp. 3-51.
- Pérez-Prendez y Muñoz-Arraco, J. M. (1991), *El Fuero de Teruel. Edición crítica con introducción y traducción*, Zaragoza.
- Portela, E., et al. (1988), “Historiografía sobre la Edad Media de Galicia en los diez últimos años (1976-1986)”, *Studia Historia. Historia Medieval*, vol. VI, pp. 7-25.
- Poska, A. M. (2005), *Women and Authority in Early Modern Spain. The Peasants of Galicia*, Oxford.
- Reher, D. S. (1988), *Familia, población y sociedad en la provincia de Cuenca, 1700-1970*, Madrid.
- Ríos Rodríguez, D<sup>a</sup> M. L. (1984), “El Poblamiento rural vizcaíno: Anteglesia, barriada, caserío”, *Vizcaya en la Edad Media (Congreso de Estudios Históricos)*, Bilbao, pp. 275-289.
- Rivas Rivas, A. M. (1991 a), *Antropología social de Cantabria*, Madrid.
- Rivas Rivas, A. M. (1991 b), “Representaciones colectivas y maneras de ser cántabro”, C. Lisón Tolosana (Comp.), *Antropología de los Pueblos del Norte de España*, pp. 63-82.
- Rodríguez Fernández, D. (1997), “Estructura familiar y estrategias hereditarias en una pequeña comunidad campesina de la Galicia interior. Celanova (s. XVIII), F. Chacón Jiménez et al (eds.), *Familia, Casa, y Trabajo* (副題略), Murcia, pp. 275-288.
- Rodríguez Ferreiro, H. M. (1984), “Estructura y comportamiento de la familia rural gallega: los campesinos del Morrazo en el siglo XVIII”, *La documentación notarial y la historia*, t. I, Santiago, pp.

439-458.

- Rodríguez Galdo, M. X. (1993), *Galicia, país de emigración. La emigración gallega a América hasta 1930*, Gijón.
- Roigé Ventura, X. (1997), “Residencia, ciclo familiar y estrategias domésticos (El Priorat, ss. XIX y XX)”, F. Chacón Jiménez et al. (eds.), *Familia, Casa y Trabajo* (副題略), Murcia, pp. 445-464.
- Rowland, R. (1988), “Sistemas matrimoniales en la Península Ibérica (Siglos XVI-XIX). Una perspectiva regional”, V. Pérez Moreda y D. S. Reher, eds., *Demografía Histórica en España*, Madrid, pp. 72-137.
- Ruiz, T. F. (1998), “The Peasantries of Iberia, 1400-1800”, T. Scott (ed.), *The Peasantries of Europe from the Fourteenth to the Eighteenth Centuries*, London and New York, pp. 48-73.
- Saavedra, P. (1994), *La vida cotidiana en el Galicia del Antiguo Régimen*, Barcelona.
- Sánchez Vicente, P. (1986), *Breve historia de Asturias*, Gijón.
- 佐藤篤士 (1969)、『古代ローマ法の研究』、敬文堂。
- 芝紘子 (2001)、『スペインの社会・家族・心性—中世盛期に源をもとめて』、ミネルヴァ書房。
- Shiba, H. (2003), “Genesis of Chastity-Honour Code in Spain and its Evolution: a Case Study of Gender Construction”, *Anales de la Fundación Joaquín Costa*, n.º 20, pp. 117-144.
- 芝修身 (2003)、『近世スペイン農業—帝国の発展と衰退の分析—』、昭和堂。
- Simón Tarrés, A. (1987), “La familia catalana en el Antiguo Régimen”, J. Casey, et al., *La Familia en la España Mediterránea (Siglos XV-XIX)*, Barcelona, pp. 65-93.
- ジンマーマン、M. ほか (田澤耕訳) (2006)、『カタルーニャの歴史と文化』、白水社。
- スタイン、P. (屋敷二郎監訳) (2003)、『ローマ法とヨーロッパ』、ミネルヴァ書房。
- Terradas I Saborit, I. (1984), *El Món Historic de les Masies. Conjectures generals i casos particulars*, Barcelona.
- Tilves Diz, J. (1989), “Las compraventas de tierras en la comarca compostelana en los siglos XVII-XVIII: Plantamiento metodológico y resultados de conjunto”, *La documentación notarial y la Historia*, t. I, Santiago, pp. 417-438.

- To Figueras, Ll. (2002), Estrategias familiares y demografía : Una aproximación a partir de las fuentes catalanas”, *Aragón en la Edad Media. Demografía y Sociedad en la España bajomedieval*, Zaragoza, pp. 129-156.
- トッド、E. (1992)、『ヨーロッパ大全』I、藤原書店。
- トッド、E. (1999)、『移民の運命』、藤原書店。
- トッド、E. (2001)、『世界像革命 家族人類学の挑戦』、藤原書店。
- Torres Sánchez, R. (1990), “Estructura familiar y grupo doméstico en la España del s. XVIII”, *Cuadernos de Investigación Histórica*, 13, pp. 189-215.
- Valverde, L. (1994), “Illegitimacy and the abandonment of children in the Basque Country, 1550-1800”, J. Henderson and R. Wall (eds.), *Poor Women and Children in the European Past*, London and New York, pp. 51-64.
- Vázquez de Prada, V. (1978), *Historia económica y social de España*, vol III : *Los siglos XVI y XVII*, Madrid.
- Velasco Marino, E. (1997), “La familia en una comarca de colectivismo agrario hacia el final del Antiguo Régimen”, F. Chacón Jiménez et al (eds.), *Familia, Casa, y Trabajo* (副題略), Murcia, pp. 313-330.
- Verdon, M. (1979), “The stem family : toward a general theory”, *Journal of Interdisciplinary History*, vol. 10, pp. 87-105.
- Zabalza Seguin, A. (2004), “Casa e identidad social. La casa en la sociedad campesina : Navarra, 1550-1700”, J.M. Imízcoz (ed.), *Casa, familia y sociedad (País Vasco, España y América, siglos XV-XIX)*, Bilbao, pp. 79-95.

(スペイン社会史・家族史)